

第百八十九回国会

参議院文教科学委员会會議録第五号

平成二十七年四月十六日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

四月八日

辞任

磯崎 哲史君

山下 芳生君

四月十五日

辞任

衛藤 晟一君

補欠選任

森本 真治君

田村 智子君

補欠選任

堂故 茂君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

水落 敏栄君

石井 浩郎君

二之湯武史君

神本美恵子君

斎藤 嘉隆君

委員

赤池 誠章君

堂故 茂君

橋本 聖子君

藤井 基之君

堀内 恒夫君

丸山 和也君

吉田 博美君

榛葉賀津也君

那谷屋正義君

森本 真治君

秋野 公造君

新妻 秀規君

柴田 巧君

田村 智子君

松沢 成文君

国務大臣

文部科学大臣 下村 博文君

副大臣

文部科学副大臣 丹羽 秀樹君

事務局側

常任委員会専門員 美濃部寿彦君

政府参考人

文部科学省初等中等教育局長 小松親次郎君

文部科学省科学技術・学術政策局長 川上 伸昭君

文部科学省スポーツ・青少年局長 久保 公人君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査

(政治資金規正法の趣旨に対する文部科学大臣の認識に関する件)

(道徳教育の歴史的経緯と教科化への懸念に関する件)

(国立天文台が参画する国際プロジェクト推進のための予算確保の必要性に関する件)

(教育パウチャー制度を検討する必要性に関する件)

(国立大学法人運営費交付金の削減が学術研究にもたらす影響に関する件)

(国立大学に対する国旗掲揚・国歌斉唱に係る文部科学大臣の要請と大学の自治との関係に関する件)

○独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(水落敏栄君) ただいまから文教科学委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、山下芳生君、磯崎哲史君及び衛藤晟一君が委員を辞任され、その補欠として田村智子さん、森本真治君及び堂故茂君が選任されました。

○委員長(水落敏栄君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、文部科学省初等中等教育局長小松親次郎君外二名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○委員長(水落敏栄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(水落敏栄君) 教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○那谷屋正義君 おはようございます。民主党の那谷屋正義でございます。

今日は十分ほどいただきましたけれども、この間、予算委員会として当委員会において、大変残念な質疑をうちの方からもやらなければならぬという、そういう状況になったことに對して、大変私自身も残念であり、何年か前に星陵会館で教育二十三団体を前にして、学校の先生方は給料はもう全額国で払ってもいい、とにかく定数をしっかりと改善していくというふうな強い決意を申された下村大臣としっかりと教育論について議論をしていくということが私のある意味楽しみでもあつたんです。何というんですかね、いろいろと同じようなところはあろうというふうに思うし、また違うところは徹底的に議論をしていくという、このことが非常に私にとっても楽しみでありました。

しかし、この間のやり取りの中で非常にやはり残念だなというふうに思うのは、ちょっと整理をしながらいかなければいけないんですけれども、やはり政治資金規正法の趣旨というものがいろいろな意味で今回衆参の予算委員会を通じて骨抜きになつていっているんじゃないかという、そういうふうなことで質疑をさせていただいております。またかというふうに思われるかもしれないけれども、やはりこの問題はしっかりと議論をして説明責任を果たしていただくということが大事だというふうに思いますので、今日もそれについて質問をさせていただきます。

この間の問題を幾つか整理させていただきたいと思っておりますけれども、その前に、政治資金規正法の趣旨というものを、これを大臣はどのように認識をされているか、お聞かせいただけたらと思います。

○国務大臣(下村博文君) おはようございます。那谷屋委員とは、教育におけるよって立つところ、違うところはありますけれども、那谷屋委員は日教組の大幹部でもいらつしやいましたし、しかし、一人一人の子供をいかに育みながらより良い教育環境をつくるかということについては、これはまさに一致しているのではないかと思います。

義務教育国庫負担の問題も、今までの経緯の中で三分の一になりましたが、私はこれは国が責任を持つて行なうべきことであるというふうに思っておりますし、そういう部分で今いろいろな教育改革を通じて進めているところでもございますから、

是非政策の部分で積極的な議論ができれば大変に有り難いというふうに思います。

政治資金規正法については、これは法律を作ることに伴って国民の皆さんが政治家に対して信頼を持つてもらうような、そういう資金管理におけるルールを作ったわけでございまして、私も国会議員でありますから、そのルールにのっとって、国民の皆さんに信頼を損ねないような、そういうことについては十二分に注意して今までもそれぞれ届出また報告をしているつもりであります。更に御疑問の点があれば、きちっと説明をすることによって理解を得るようにはまいりたいと思っております。

○那谷屋正義君 今、趣旨については大臣が言われたとおりだというふうに思いますけれども、そのことについてやはり大変意義があるということ、この間ずっといろいろと質問を同僚の議員からもさせていただいたところであります。

少し整理をしますと、言ってみればこの地方博友会がどういふものなのかということが一番問題なのではないかというふうに思っています。普通に見れば、我々から見れば、この間の資料、そこにある言葉、こういったものから見たら、もうどう見ても政治団体には見えなわけでありまして、だとすると、そこで収支報告がされていなければいけないわけでありまして、大臣いわく、これは任意団体であると、大臣の見解で言うとうふに、こういうふうにも固執されまうけれども、私は何回であろうとそれは余り関係ないんじゃないかなというふうに思うんですけれども、そして、しかしながら、収支報告書がされないけれども、収入と支出がしつかりある。例えば、講演会だとか催物、パーティー、こういったものの中でそういったものがあるということでございます。

そして、大臣言われるところの政治団体ではない、登録されていない、収支報告もないということなので、私はタッチしていないというのが大臣

の答弁でありますから、果たしてこの今の何というのか、ある種平行線になりつつあるこのことが、政治資金規正法の趣旨と絡めて、このまま放っておいていいのかなという、そういう気持ちも私はすごくあるわけでありまして。その中で、やはりお金の流れというものははっきりとしていかなければいけないというふうに思います。

先日、予算委員会の最後の方で、同僚の小川委員あるいは安井委員から質問がありました。いわゆる寄附のお願いをするための郵送代というものがここにきて出てまいりました。これは、言ってみれば、大臣いわく、その他の経常費の中で総括表の中では一括して掲載しているというふうに言われましたけれども、それでは、そのやはり領収書というのは私はあるんだらうと思うんですけれども、それについてはいかがでしょうか。

○国務大臣(下村博文君) まず、地方の博友会については今おっしゃったような状況があります。これはいろいろなことが国会の中で議論された、また一部週刊誌でも非常に誹謗中傷に近い誤解された記事が多々ありましたので、これについては、二月十三日、全国の方々が集まった中で、今後、東京の博友会、これは届出団体ですけれども、そこに年に一回の会合についての収支報告を入れることによって東京の博友会の中に一緒に位置付けようということとは幹部の中では決めていたございました。ただ、実際はそれぞれの地方の博友会でするかは持ち帰って決めていただくというものであります。そういう方向にこれからなっていくのではないかとこのように思います。それから、地方の博友会についての寄附のお願いについての郵送領収書、これは十一自民党選挙区支部としてお願いをしております。これは国会議員関係団体なので、記載義務は一万円以上、それ以下のものはその他支出として一括して記載して届出をしております。

○那谷屋正義君 しかし、今一万円以上というふうに言われましたけれども、領収書の保管をそのものは義務付けられているというふうに思いま

す。そういう意味では、その領収書はちゃんと保管をされているということでもよろしいでしょうか。

○国務大臣(下村博文君) 当然そうであります。○那谷屋正義君 それでは、これは大臣というよりも委員長にお願いしたいんですけれども、その領収書について、是非御提出をいただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○委員長(水落敏栄君) 理事会で協議をいたします。

○那谷屋正義君 それと、その發送代だけでなく、やはり様々なパーティーの問題とか、様々なその収支の問題も含めて、二十六年度全体の収支報告というものはやはりお示しいただいた方が私はいいいのではないかと、こういうふうに思っているわけでありまして、それについてどのようにお考えでしょうか。

○国務大臣(下村博文君) 二十六年度ですか。二十六年度は、今年の五月末までにこれは選管に届けることになっておりますので、まだ作成中でございます。

○那谷屋正義君 でしたら、できましたら速やかに、まあ十一月に自然に公表されるということになっていきますけれども、それではやはり、こういう問題は早く解決しておくべきだろうというふうな思いいますので、是非、またこれも御提出いただきたいというふうに思いますけれども、委員長、よろしく願います。

○委員長(水落敏栄君) 後ほど理事会で協議をいたします。

○那谷屋正義君 まあ、これまでのありようでいろいろな疑義が出てきているから、このままではやっぱり良くないというふうに理解をして、二月十三日にある程度の軌道修正を図ったという、そういう考え方でよろしいでしょうか。

○国務大臣(下村博文君) 軌道修正ということではなくて、元々は、今までも何回も申し上げていますが、年に一度行つて、二、三十人ぐらいの地

方の塾とか教育関係者の方々に対して私の教育とか政治について話をしてくれということ、していた経緯がございます。ただ、大臣になって、たくさんの方々がお集まりになるような会合になったという中で、今回のような問題が週刊誌等で指摘されたり書かれたり、国会で疑義があるというような御質問があったわけでありまして、全くありませんが、しかし、何か隠しているみたいに見られるのはこれは本意ではありませんから、その辺は整理する必要があるというふうに思っております。

○那谷屋正義君 済みません、時間が来ましたので、何か中途半端ですけれども、今日はこれで終わりたいと思っておりますけれども、また引き続き、本当に真剣に教育論についていろいろとここで議論をしていくために、今後ともこの点についていろいろと質疑、質問、たださせていただきたいということを明言いたしまして、私の質問を終わります。

○神本美恵子君 おはようございます。民主党の神本美恵子でございます。

今、那谷屋議員が取り上げました問題について、私も前回の一般質疑の中で質疑させていただいたんですが、丸々その問題だけで終わってしまつて、本当に教育問題についてやらなければいけない課題を私もいっぱい抱えておりまして、大臣にお聞きしたいことがありますので、今日はそれを中心にしたいと思います。

前回のときも、この政治資金の問題について、大臣は、今ある各博友会は任意団体であると、しかし様々な疑義が掛けられているので改善する形として下部組織にしたいというふうなことをおっしゃっておりますけれども、ということとは、これまでの在り方にやっぱり問題があったと、疑義が持たれているという、その疑義がまだ晴れていない中で改善をしたいとおっしゃっているということとは、私はやっぱりこれは御自身の中にも何かあるのではないかとこのように私を私が思っているということだけまず申し上げて、あと、今日は

道徳の教科化について質問をしたいと思ひます。限られた時間ですので、今日全部やり切れるかどうか分かりませんが、やれるところまでお聞きをしたいと思ひます。

中教審が答申を出しまして、文科省としては、その答申を受けて、道徳を今の特設時間、道徳の時間から教科にする、特別の教科にするという方向で、今パブコメも終わって、学習指導要領も改訂をされて、この四月から先行実施も可というような状況になっていることは承知しておりますが、私は、この道徳を教科にするということについて、こんなに簡単にと言つては悪いですが、私も、国会で十分な議論もなしに行われていくことについて大変な危惧を持っております。そういう問題意識から今日は質問させていただきたいと思ひます。

先月、三月十六日の参議院予算委員会でも自民党の議員から、八紘一字という言葉を使いながらこれを肯定的にする、そういう質疑がございました。

八紘というのは、四方、よもと四隅のことですけれども、転じてこれを天下、全世界と表して、宇というのは屋根のことです。言葉そのとおり解釈すればそういうことであります。つまり、世界を一つの家とするという考え方です。

太平洋戦争中に、この言葉は日本の海外侵略、進出を正当化する標語として用いられたことは皆さんも御承知のことだと思ひます。ですから、この言葉は戦後はほとんど使われておりませんし、政治家の認識もそのように持っているものと承知しています。

一九八三年、昭和五十八年ですけれども、一月の衆議院本会議で、当時の中曽根康弘総理大臣は本会議の中で、「戦争前は八紘一字ということで、日本は日本独自の地位を占めようという独善性を持った、日本だけが例外の国になり得ると思つた、それが失敗のもとであつた。」というふうに述べられています。

さきの参議院のあの発言に対して、八紘一字本

来の言葉の意味は違うんだというようなコメントが、ネット上でも擁護するようなコメントが見られますけれども、言葉、特に政治家が使う政治的な言語というのは、それが語られた歴史的な文脈の中で理解すべきであつて、本来の言葉の意味はこうだあだというようなことは通用しないと私は思ひます。

そこで大臣にお聞きしますけれども、中曽根元総理の認識、こういった八紘一字に対する認識ですけれども、それと下村大臣の認識は同じでしょうか、それとも違うでしょうか。もし違つていならどの点が違うのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

そしてまた、政治的な言語、標語などは、それが用いられた歴史的な文脈の中で判断されるべきではないかという点についても御見解をお示しいただきたいと思ひます。

あわせて、そう言うのも、道徳のことを聞きたいのに何で八紘一字なんだと思われるかもしれないけれども、道徳もまた同じでありまして、それが用いられ人々の規範となつた時代や歴史の文脈を抜きにしては考えられないというふうに私は思つてゐるからであります。

大臣は先日、那谷屋議員から、教科化することが現場からの要請なのかと問われたのに対して、こうお答えになつてゐます。歴史的経緯に影響され、いまだに道徳教育そのものを忌避しがちな風潮があるなどの課題が文科省に設置された道徳教育の充実に関する懇談会や中教審によつて指摘されてゐるということを紹介されておりましたけれども、では大臣御自身は、道徳教育が戦前そして戦後たどつてきた歴史的経緯をどのように認識されたのか、今回なぜ教科化するという判断をされたのか、お答えいただけますか。三つほどお伺ひしております。

○国務大臣(下村博文君) まず、八紘一字であります。これは自民党の三原じゅん子議員が三月十六日の参議院の予算委員会発言されたことあります。私も、それは同席しておりましたから

聞いておりました。

元々、三原委員がおつしやつていたのは、八紘一字というのは、初代神武天皇が即位の折に、天の下覆いて家となさむとおつしやつたことに由来している言葉であるということであつて、中曽根元総理が、この八紘一字というのは、世界が一家族のようになつていくこと、一字、すなわち一家の秩序は一番強い家長が弱い家族を搾取するのではない、一番強い者が弱者のために働いてやる制度が家である、それが本来の初代神武天皇の即位のときの趣旨であると。それはそうであらうというふうに思ひます。

中曽根元総理がどんな発言をこのことについてされているのかということは、全てにおいて承知してゐるわけではございませんが、中曽根総理のときの御発言の中で、戦前は八紘一字ということ

で、日本は日本独自の地位を占めようという独善性を持った、日本だけが例外の国になり得ると思つた、それが失敗のもとであつたというような御発言とか、それから、私は、中曽根総理、当時ですね、八紘一字という言葉には戦前の限定された意味が非常に強くありまして、私自身はそういうものは取りませんと発言されてゐますが、元々も、確かに神武天皇の頃の、これは八紘一字という言葉ではなかつたと思ひますが、趣旨はそういう趣旨で、それ自体はすばらしいお考えだというふうに思ひます。

ただ、歴史的な経緯を見ますと、この八紘一字というのは、これは昭和十三年の「建國」という書物の中で初めて出てきた言葉だということに承知しておりますので、やはり八紘一字という言葉自体の四字熟語が、中曽根当時総理が言われたように世界では取られてゐるし、また我が国でもそういうふうに取り立てゐるという部分がありますので、私は、今の時代にもう一度、八紘一字という言葉を使つて、趣旨はともかくとして、しかし定義としては戦前のある意味では軍国主義の象徴のような言葉としてやっぱイメージされてゐますから、これは、私自身、使うこととしては適

切でないというふうに考えております。

○神本美恵子君 それとも一つ、道徳教育が戦前戦後たどつてきた歴史的経緯をどのように認識されているかということもお聞きしたんですが、併せてお願いいたします。

○国務大臣(下村博文君) まずは歴史的な経緯というところで申し上げたいというふうに思ひますけれども、これは、道徳の教科化が実現してこなかつた過去の議論ということでありまして、平成二十年の学習指導要領の全面改訂の際に道徳の教科化についても検討をされましたが、このときの結論としては、指導内容をより体系的なものに見直すことや道徳教育推進教師を配置することなどによりまして指導の充実を図ることとして、教科化は見送つた経緯があります。

しかしながら、平成二十五年二月の教育再生実行会議第一次提言におきまして道徳の時間の新たな枠組みによる教科化が提言されたことを受けて文科科学省に設置された道徳教育の充実に関する懇談会や中央教育審議会においては、歴史的経緯に影響され、いまだに道徳教育そのものを忌避しがちな風潮があると。

この歴史的経緯というのは、これは戦前の修身、この修身の徳目についても、基本的には今の時代に合うものがほとんどと思ひますが、しかし、全てではなくて一部、これは戦前の徳目であるけれども今の徳目に合わないという部分があります。これは基本的に教育勅語から来てゐると思ひますが、そういう中で、その教育勅語そのものが戦前の軍国主義を更に加速させるための思想的なバックボーンになつたのではないかと、いうようなことがあることによつて戦後それも教えられなくなつた、そういうふうな歴史的な経緯、影響があるというふうに思ひます。

それから、教師の指導力が不十分である、また他教科に比べて軽んじられてゐる、あるいは読み物の登場人物の心情理解のみに偏つた形式的な指導が行われる例があるなどの課題が今現在も存在することが指摘をされました。

また、平成二十四年度に実施した道徳教育実施状況調査の結果では、道徳教育実施上の課題について、各学校も、指導の効果を把握することが困難である、あるいは効果的な指導方法が分からない、また適切な教材の入手が難しいと考えている実態も明らかになりました。

中教審においては、これらの現状を変えるために、道徳の時間を従来の教科とは異なる特別の教科として新たに位置付けるとともに、道徳科を要として効果的な指導をより確実に展開するため検定教科書を導入することが必要と提言をいたしました。

文科省としては、これらの指摘を踏まえ、道徳の時間を教育課程上の特別の教科に位置付けるといふようにしたものでございます。

○神本美恵子君 大臣自身、戦前の修身というこの道徳教育の教科については、軍国主義的な考え方を植え付ける上で問題であったというふうな、その徳目の中も、今通じるところもあるけれどもそういう問題はあったという御認識は示されたんですけれども、その後、戦後またたどってきた歴史的経緯というのをもまたあると思うんですね。

その歴史的経緯をどのように認識されて今回教科にするというふうな判断されたのかということについては、ちよつと今お答えは明確になかったんですけれども、昨年十月にまとめられた中教審の答申では、教科化が必要な理由について、道徳の時間は各教科等比べて軽視されがち、道徳の要として有効に機能していないことも多く、このことが道徳教育全体の停滞につながっているということを挙げておりますけれども、道徳の時間として充実を図るのではなくて、なぜ教科という形を取らなくてはならないのかということが私には分からないんですね。

もう一度お聞きしますけれども、道徳を教科にしなければならぬ解決されない課題とは何なのかということをお答えいただきたいと思ひます。
○国務大臣(下村博文君) 道徳教育は、人が人として生きるために必要な規範意識や社会性、思い

やりの心など豊かな人間性を育み、一人一人が自分に自信を持って、また社会の責任ある構成員として幸福に生きる基盤をつくる上で不可欠なものであるというふうな考えです。

戦後の我が国における道徳教育は、学校教育の全体を通じて行つたという方針の下に進められてきたという経緯があったと思ひます。特に、昭和三十三年の改訂で初めて告示として制定された学習指導要領におきまして、教科とは別に、小中学校に各学年週一時間の道徳の時間が設置されて以降、この道徳の時間が学校教育全体で行う道徳教育の要として位置付けられてきたという経緯がございます。

そして、先ほどもちよつと申し上げましたが、平成二十年の学習指導要領の全面改訂の際には、教育再生実行会議、これは当時は教育再生会議です、教育再生会議などにおける議論も踏まえて道徳の教科化についても検討をされましたが、結論としては、指導内容をより体系的なものに見直すことや道徳教育推進教師を配置することなどによりまして指導の充実を図ることとして、道徳の教科化というの見送つたという経緯がありました。

しかしながら、我が国の道徳教育を全体として捉えたと、歴史的な経緯に影響され、いまだに道徳教育そのものを忌避しがちな風潮があることや、読み物から一定の価値観を読み取るべきとする一方、形式的な指導も見られることなど各教科等比べて軽視しがちであることなど、多くの課題が指摘されております。

また、いじめの問題などに起因して、子供の心身の発達に重大な支障を生じる事案や、尊い命が絶たれるといった痛ましい事案まで生じておりまして、いじめを早い段階で発見し、その芽を摘み取り、全ての子供を救うことが喫緊の課題となっております。

こうした状況の下で、教育再生実行会議の第一次提言、道徳教育の充実に関する懇談会報告や中央教育審議会答申を踏まえて、今回、道徳の時間

を従来の教科とは異なる特別の教科として新たに位置付けたものであります。このことによりまして、その目標や内容等を見直すとともに、検定教科書も導入し、また見方や立場によつて答えは一つでない課題、道徳は特にこれだけが正義でこれだけが正しいとは言えない部分があると思ひます。自分の問題として考え、捉え、そして真剣に議論するための道徳、アクティブラーニング等もここに入れる必要があるのではないかと思ひます。そういうふうな質的に転換をし、学校の道徳教育全体の真の要として機能する、そのことが可能になるのではないかと考えております。

○神本美恵子君 私がお聞きしたかったのは、道徳を教科にしなければ解決できない課題というのは何なのかということをお聞きしたかったんです。戦後の道徳がどのように扱われてきたのかということの御説明が今あったんですけれども、中教審が言っている、さつき私申し上げました、ほかの教科に比べて軽視されがちであるとか、道徳教育全体が停滞しているというふうなことを挙げて、だからこれを教科にしようというように受け取るんですけれども。

それだけではなく、私も現場感覚でいえば、各教科に比べて道徳の時間が軽視されているというよりも、各教科の中でも受験科目以外の芸術とか体育とかそういうものは本当に軽視されているんです、もう実態的に。道徳の時間だけではありません。受験科目に振り替えたりというふうな現場ではそういう現実対応といえますか、ことが行われているその中の一つとして、確かに道徳の時間がほかの受験科目に変えられたりという実態はあるかもしれませんけれども。

むしろ、今の道徳の時間の扱いというのは、学校教育全体で行う道徳教育の要としてそこに一時間あるのであつて、あとはもう日常的に、本当に道徳教育上の課題というのは、私も経験がありますけれども、朝学校に来て子供同士トラブルについて、それを解決しないと一時間目の授業に入れないというふうなことが現実的に、道徳の時間一時

間ではとても解決できない問題が山ほどあつて、例えば一時間目の国語の時間に朝の会が食い込んで、トラブルを収めて解決を何とかして気持ちよく授業に向かして、そうすると国語の時間が減っているわけですね。その分をどこかで取り返さなければいけないというふうな、まあ学校は小学校も中学校も学級担任がそういう工夫をしながら、道徳教育といいますが、学級集団づくりといいますが、特別活動といいますが、そういうことを柔軟にやっているので、決して道徳の時間を使っているから使っていないからとか、副読本を使っている使っていないとかいうことでは測れない。

そういう現状があることを考えれば、これを教科にしたからといって、そして検定教科書を配つて、そして一定の評価をしたからといって、道徳教育が充実したものになるとはとても思えないので、教科にしなければならぬ解決されない課題とは何かということをお聞きしたかったんですけれども、逆に、これを教科にするということは、以前、那谷屋議員が質問したように、学校現場からの要求、要請ではなくて、別なところにこの教科にするという、何かあるのではないかと。うに私は危惧を持たざるを得ないわけです。

そこで、道徳教育の歴史というものを振り返つてみたいと思ひます。

私は、国会図書館などにもお手伝いいただいて、戦前からの道徳教育の始まりからずっと、どのように議論されて今日に至つてきたのかということをお私なりに勉強させていただきました。そうすると、やはりこれを教科にして、検定教科書、まあ戦前は国定教科書ですけども、それを作つて、そして評価をするということは、大変な意味で危惧がある、危険性があるということを経史を学べば学ばふと思ひます。

それで、限られた時間ですけれども、先ほど大臣もちよつとおつしやいましたが、戦前は修身として登場したこの教科は、改正教育令で最も重要な首位教科と位置付けられて、国語、算数、体操みたいなものの三科目ぐらいいしかなかたの一番上に

修身というのがあって、首位教科なんですね。重視されて、先ほどおっしゃったように、明治天皇の名で出された教育勅語をその修身の時間に暗記をさせて仁義忠孝の心を植え付ける。そのためには、これは改正教育令で書かれているんだと思いますが、「幼少ノ始ニ其脳髓ニ感覺セシメテ培養スル」、つまり幼少時から洗脳することが必要だとされてこの修身が位置付けられ、そしてそれが、国に殉ずる、「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ」というその教育勅語の文言で分かりますように、殉国思想や皇国史観が子供たちに幼少の頃から植え付けられていったという、これは紛れもない我が国の道徳教育の始まりの歴史であるわけですね。

首位教科、筆頭教科として位置付けられてそういうことが行われてきた、そのことは何もそう

やったからそのとおりになったということはないかもしれないとおっしゃるかもしれませんが、当時、国民学校の教員であった作家の三浦綾子さんは、実際に自分が少年航空兵募集のポスターを指しながら、まだ小学校三年生の子供たちに、大きくなったらあなた方もお国のために死ぬのよと語ったという。これは私も、戦前母親が教員をしておりまして、母親にそんなことを聞いてきたこともあり、子供にそんなことを教えたというように聞いていたことがあるんですけど、そういう事実や、また、修身教科書の内容を徹底する上で成績評価や入学審査が重要な役割を果たしていたことは、国民学校の当時、子供だった作家の山中恒さんはこう証言しております。上級学校に進学を希望する場合、何が何でもいい内申書を書いてもらうために先生に気に入られるように振る舞ったと。

このことは、戦前だからということではなくて、今でも、検定教科書が配られてそれに基づいて教科として評価をされるということになれば、こういう懸念が、これからはそんなことはないとは言いきれないというふうに思えますね。そういう危惧を非常に強く抱くわけですけども。

私は、その後、もう少し紹介したいと思うんですけども、一九四五年、敗戦を迎えて、占領軍が修身教育はこれは廃止をしました。当時、文部省は、高等学校用教科書、文部省が教科書を出していたらしいんですけども、「民主主義」という教科書の中で、民主社会では、政府が教育機関を通じて国民の道徳思想を育て一つの型にはめようとするのは最もよくないことであると述べて、修身のような教科を設けずに学校教育全体を通じて行うことにしているんですね。

それからずっと、先ほど大臣が紹介されたように、教育課程審議会や中教審や教育改革国民会議などで何度も教科にすべきというような意見も出たようでありまして、それはよくないということとずっと来ていたわけです。

なぜよくないかという点、道徳教育を主体とする教科あるいは科目は、ややもすれば過去の修身科に類似したものになりがちであるのみならず、過去の教育の弊に陥る糸口ともなるおそれがあるというように、文部省、その後の文科省、一貫してそういうスタンスでずっと来ていたわけですが、これも、これらの考え方というのは、私は今日でも全く当てはまる、こういう懸念という、危惧というものは当てはまると思うんですけども、今回、こうした過去の議論が根拠から覆されて、教科にする、明確な教科にしなければならない、道徳教育が充実できないということはお答えがなかったんですけども、その覆された理由は何なのかということをもう一度伺いたいと思います。

○国務大臣(下村博文君) まず、神本委員は現場で教師をされておられた、その体験からのお話でもありますから、大変に重いものがあるというふうに思います。

おっしゃるとおり、学校教育全体がある意味では子供たちにとって道徳的な環境であるというものはもうそのとおりでありまして、道徳を特別の教科化すれば、そこだけに特化すればいいという話では全くないというふうに思います。

ただ、一般的にも、やっぱり教育というのは、知育、徳育、体育の三つをバランスよくきちっと教えるべきだと。徳育に対する期待というのは、子供たちに対する、学校現場に対する期待というのは大変大きなものがありまして、どんな世論調査でも、道徳についてもっと力を入れるべきだと、あるいは、道徳を特別の教科とすべきだということについては、六割から高いところでは八五％ぐらいのそういう賛成があるということでありまして、なぜそれはそうなのかということを考えてみると、本来は家庭で徳育の部分についてはきちっとやるべきところが、家庭力が弱くなってきたり、部分があるし、また地域力も弱くなっている部分があるので、家庭教育、地域教育、学校教育ということであれば、学校教育に対して更に期待をしたいと、そういう表れが道徳をもっと教えてほしいという、そういう世論調査の結果にも出ているのではないかと今思っています。

ただ、今回、なぜ教科にすることについて、これは、戦前のような修身教育を復活しようということではないかということが基本的にあります。これは、今回の道徳の特別の教科化は、昨年十月の中央教育審議会答申、「道徳に係る教育課程の改善等について」を踏まえて行うものであります。が、この答申におきまして、評価という先ほどのお話がありましたが、評価に関しては、児童生徒が自らの成長を実感し、学習意欲を高め、道徳性の向上につなげていくことや、評価を踏まえ、教員が道徳教育に関する目標や計画、指導方法の改善、充実に取り組むことが期待されることなど、一人一人の良さを伸ばし、成長を促すための適切な評価を行うことが必要と提言されていると。これは今までなかったことだと思います。

つまり、先ほどの危惧の中でもお話がありましたが、道徳を他の教科と同じように一、二、三、四、五の例えで通知表で付けるということはやっぱりなじまないということの中で、教科化することについては慎重な意見があったわけでありまして、そもそもそういう評価そのものをやめよう

ということからこの中教審の答申もスタートしております。

そして同時に、道徳性は極めて多様な児童生徒の人格全体に関わるものであるから、個人内の成長過程を重視すべきであって、特別の教科道徳について指導要録等に示す評価として数値などによる評価は導入すべきでない、こういう提言がされているというのは今申し上げたとおりであります。

そのために、文科省としては、子供たちがいかに成長したかを積極的に受け止め励ます評価の確立のために、平成二十七年に評価や道徳教育、発達障害等の専門家による会議を設け、道徳科の評価に関する専門的な検討を行う上で、教師用指導資料の作成や指導要録の改訂を行うこととしております。つまり、他者との比較ではなくて、一人一人の子供がトータル的にどのように伸びているかどうかということについて記述式で教師が書くというように、他者との比較検討ではない。

ですから、さらに、この道徳の時間も、教師が教科書にのっとって一方的に講義をする、説明をするということではなく、まあ、これは道徳だけでなく、これからの我が国において、教育全体、他教科にも必要な部分として、例えばアクティブラーニングというのがあると思います。受け身だけの教育ではなくて、子供たちが自ら積極的な主体性を育むような、あるいはコミュニケーション能力を育むような、そういう意味で、道徳というのは、正義は一つだけではないと、いろんな角度から見たときにいろんな考え方があってという典型的な、それを指導できる科目にもなるのではないかと今思っていますし、そういうような形で、子供たちの広い意味での徳育、それは、一方的に教師が何か価値観を教科書によって与えるとかいうことではない、そういう新しい道徳ということを考えて是非考えていく必要があるというふうに思います。

○神本美恵子君 いろいろおっしゃいましたが、道徳性の向上の状況を記述式で評価をす

る。評価ですよね、これはね。航空兵のポスター見ながら、あなたたちも立派な大人になってお国のために死ぬのよというようなことは言わないまでも、教師が何らかの形で記述であれ評価をしていくということは、その方向性がそこで方向付けられると思いますか、私はこの評価というのは本当に問題だと思います。この道徳の評価じやなくとも、内申書、特別活動の記述式の評価などにおいても、もう内申書に影響するといつて、やりたくもないボランティアをやるとか、高校生がやっているふりをするとか、中学生ですか、そういう話も過去に何度もあったわけですね。

ただ、これを普通の教科、科目であつたら検定教科書を使って評価をするというふうな、一応そういうふうな考え方があつたわけですが、特別な教科であればこれは評価を要件としないということも可能じゃないですか。そんなことはできないんですか。

○国務大臣(下村博文君) 基本的にどのようには評価することかと、評価すべきかということの今検討であります。まず一つは、数値による評価ではなく、先ほど申し上げました記述式の評価がいいだろうと。また、ほかの児童生徒との比較による相対評価ではなく、児童生徒がいかに成長したかを積極的に受け止め励ます個人内評価として行うことが望ましいのではないかと。また、他の児童生徒と比較して優劣を決めるような評価はなじまないということに対してきちつと留意する必要がありますということ。それから、個々の内容項目、このことについてはきちつとやれているとかやれていないとか、そういう生徒に対する評価ではなくて、全体的な大きくくりなまとまりを踏まえて評価を行うべきではないか。それから、発達障害等の児童生徒についての配慮すべき観点等を学校や教員間で共有することであると。それから、あとは現在の指導要録の書式における総合的な学習の時間の記録とか、それから特別活動の記録、また行動の記録及び総合所見及び指導上参考となる諸事項、こういうふうな既存の欄も含めて、その

在り方を総合的に見直す必要があるのではないかと。今基本的な方向性を前提に専門的な検討を行つていきたいと思ひます。

ですから、御指摘のような、何か教師にとつて、あるいは教師に対して、いわゆるいい子のよな態度を取ることが、それがその評価につながるというようなことではない道徳の特別の教科の評価、検討をしていきたいと考えております。

○神本美恵子君 それが可能だと言っているんです。これも現場経験からですね、むしろ国語、算数、理科、社会のように、何らかの知識のテストをしたりして、そしてこまめには到達したからといって数値で評価をするというのは、これはもうはつきりとした根拠が子供にも分かるし、保護者にも分かるからいいんですけれども、文章表現でやる評価というのは、本当に教師自身の受け止め方とかになるわけですから、さつき山中恒さんのことを紹介しましたけれども、この成績、修身の評価によって自分の上級への進学に影響するから教師の気に入るような人間になろうと、これはもう確実になる。そういう弊害があるということ、そういう弊害が単なる教師の気に入るようになろうというだけではなくて、教師がどういふ人間を育成しようとするかによって一つの方向に行くというのを私は戦前の歴史から学ぶべきだという意味で、評価はすべきでないといふふうに思ひます。

なぜ、なぜ教科にしなければいけないのか、なぜ教科にしたいのかということについて、やはり私はどうしても危惧が拭えない。それは、敗戦後、修身が占領軍によって廃止された。その後、日本が主権を回復した後、教科にしようというような動きがあつたりしたけれども、それでも文部省は教科にしない、評価をしない、検定教科書を使わないということとずっと来たのに、なぜ今こういうことをやろうとしているのかということについて、私は、安倍内閣の戦後レジームからの脱却、第一次安倍政権のときにおっしゃつていま

したし、今第二次政権になつてから、その間も学習指導要領の中に愛国心というような言葉が出てくるようになった。前から出てきていますけれども、それを低学年からやるという、愛国心を強調しようとしているというふうなそういう動きを考えると、教科にして評価をする、検定教科書にしますと、今日はちょっと触れる時間ありませんでしたけれども、評価をするということは、これはやっぱりやつてはいけないことだといふふうに思ひますけれども。

これからどういふ評価をしていくかということについては検討されとおっしゃっていますけれども、もう一度聞きますが、その検討の中で評価をしないということも可能性としてあるのかどうか、お伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(下村博文君) まず、今、神本委員がおっしゃつたような、まあこれは危惧といふふうな申し上げたいと思ひますが、それは当てはまらない。そういう教育を、つまり何か全体主義的な、国民主義的な教育を復活させようとか、そういう思ひは毛頭ないということを申し上げたいと思ひます。

先ほど内申書のお話をされましたが、私の方も内申書、いわゆる指導要録のことを申し上げましたけれども、その内申書へどう記述するかどうかということがその具体的な評価につながっていくのではないかと、そういう危惧だと思ひますが、これは、内申書、指導要録について、先ほど申し上げましたように、総合的な学習の時間の記録とか特別活動の記録とか行動の記録とか総合所見及び指導上参考となる諸事項、これは全部記述式で書くことになつておりますが、そこに新たに道徳の、特別な教科化になつたらどう記述するかということをやつたり出てくるというふうな思ひますので、既存のそういうふうな欄も含めてトータル的にその在り方を総合的に見直すことにしておりますので、道徳だけの記述を書き込むかどうかということについては、今のよう

な御指摘も踏まえながら専門家の方々に検討をし

てもらいたいと思ひます。

少なくとも、先ほど申し上げましたように、これから目指す特別の教科道徳というのは、一方的に例えば教科書とかあるいは教師が一つの価値観を子供たちに教えるということではなくて、アクティブラーニング、子供たちが議論をしながら、一方で、やはり人が人として生きるといふことはどういふことなのか、幸せといふのはどういふことなのかといふ基本的なそういうことを子供たちにきちつと考えさせる、議論をさせると、また、その中で必要な教材に教科書を使ってそれを考えさせるということはやつぱり大切なことなんではないでしょうか。数学も英語も国語も大切でありますけど、同時に、人が人として生きるといふ基本的なそういう意味での道徳、これは偏向教育とか特別な価値観を与えるということではなくて、主体的に子供たちに自ら考えさせると、そういう時間を持たせるといふことについては大切にすべきだと思ひます。

○神本美恵子君 時間が来ましたので、あと教科書の問題などについては、また後日質疑させていただきます。終わります。

○新妻秀規君 おはようございます。

まず、国立天文台が参画をする二つの国際プロジェクトについてお尋ねをしたいと思ひます。今配付している資料の一を御覧ください。

国立天文台は宇宙の謎に迫る二つの国際プロジェクトに参画をしています。一つが大型電波望遠鏡ALMA、そしてもう一つが超大型、光と赤外線で見える望遠鏡TMTです。

まず、ALMA望遠鏡から見ていきましょう。先ほどの資料一なんですけれども、この資料というのは写真、何かちっちゃい円盤がたくさん、白いやつがありますね、これがアンテナです。このALMA望遠鏡は標高五千メートルの南アメリカのチリのアタカマ高地にあります。これまでの望遠鏡とはもう桁違いの性能を誇る電波を使つて見る望遠鏡で、宇宙、銀河、惑星がどのように生まれたのかを探ります。世界に二つとはない、そ

いう望遠鏡です。

資料二を御覧ください。この真ん中の写真がALMA望遠鏡で捉えた惑星の誕生の現場の様子なんです。左がハッブル宇宙望遠鏡の写真、右側がCARMAという従来型の電波望遠鏡の写真。違いは本当に一目瞭然だと思えます。中心部が太陽系でいうと太陽なんです。その周りに円盤状に暗い溝ができていますね、これが星間ガスが惑星に取られて暗くなっている。なので、これは惑星ができている証拠だという写真なわけなんです。この写真はALMAが世界で初めて撮影に成功しました。

また、次のページ、資料三をおめくりください。これは惑星が生まれている現場で、糖類の分子を発見したときの写真なんです。これも世界で初めての発見です。ALMA望遠鏡は光を詳しく分析する能力があります。なので、こういう成果が上がりました。生命に密接に関連する分子が惑星がつくられている領域でできていることが分かったんです。なので、これは地球生命の起源は宇宙から来たのかという疑問に迫る重要な研究成果です。

じゃ、このプロジェクト、どういうふうに進められているかというと、資料の四を御覧ください。このプロジェクトは、日本とアメリカ、ヨーロッパの三者と用地を提供するチリの四者の国際協力体制の下に推進をされています。日本は、この緑の帯のところにあるように、二五%の予算分担保することになっています。

一枚おめくりいただいて、この資料の五が、じゃ日本はどんな仕事をするんですかというこの三者間、日本、アメリカ、ヨーロッパの間の合意事項です。A、B、C、D、各項目あるんですけど、A、まず観測所の運用経費、B、日本製造担当装置の保守経費、C、各地域センターの運用経費、D、将来開発経費、この四分野について日本は予算を分担することになっています。

でも、この下のグラフに示すように、平成二十七年では前の年と比べて大幅に予算が削られて

しまいました。総額で言うと、二〇一四年、このグラフの左側では総額は三十億円、二〇一五年度が二十・九億円と九億円以上減額をされてしまいました。

この予算の減額によって、このBに示した日本の製造担当分の保守作業の一部であるアンテナ等の保守、そしてDの将来開発の全ての作業をせざるにしのぐというふうに聞いております。最悪の場合、日本のアンテナだけが稼働しないという可能性があります。また、充実した保守ができないために今後の影響も懸念をされます。また、一年間飛んでしまうので、国内の実際に保守、開発を抜くメーカーのそうした保守・開発体制が解体をされてしまつて技術が途絶えてしまうということもあり得ると思います。こうした事態が発生をしまえば、科学分野での国際貢献における我が国の評価は確実に下がると思います。これは天文分野のみならず全ての科学の分野に及ぶ可能性があると思います。

それでは、もう一つのプロジェクト、TMTについて見てみようと思います。一枚おめくりいただいて、資料の六を御覧ください。

この資料六の右上がTMTの完成予想のCGです。TMTの望遠鏡はALMAと違って光と赤外線を使って見る望遠鏡で、この鏡の口径が三十三メートルあるのでTMT、サーティーメーターレスコープの頭文字を取ってTMTと呼んでいます。一枚めくっていただいて、この資料の七がどんなような絵が見えるのかという予想図なんですけれども、この右下ですね。これまで世界をリードしてきたハッブル望遠鏡が上の写真ですね、よりはるかに鮮明に見える。また、世界を引っ張ってきた日本の望遠鏡するよりも解像度が四倍とか、感度も四倍から十四倍という、はるかにすばらしい望遠鏡になることが期待をされています。

じゃ、どのような国際分業体制かという、資料の八のように、日本はこの円グラフの右上の赤

いところにあるように、総費用の四分の一を分担することになっています。

じゃ、細かくはどんなことをやるのかと申しますと、もう一枚めくって資料の九になります。これ、望遠鏡の本体構造なんですけれども、この絵のうち、副鏡とか観測装置とか第三鏡とか書いてある以外のところ全て、これ日本がやるんですよ。望遠鏡の目そのものの鏡も作ります。

じゃ、その鏡はどういうふうになっているかというと、この鏡は、この資料九の水色の部分なんですけれども、これは次のページ、資料の十。これが、三十三メートル、この細かいガラスを組み合わせて作るんですけど、これ日本じゃなくちゃ作れないんです。神奈川県で作っているんですけど、温度が高くなっても下がっても、もう膨らみもしないし縮みもしないという特殊な技術を使って作っています。

こういうすごい望遠鏡を今作ろうとしているんですけど、資料の十一、もう一枚おめくりいただきます。じゃ予算はどうなんだと。左が今年度の要求に対して、実際付く予定の予算が右の方ですね。この望遠鏡の新規製造というところですが、総額でも五十六・一億円要求したのに対して十九・九億円ということ、もう半分ちよいという予算の付き方になってしまいました。

これによってどうなるかというと、今年度、平成二十七年年度予定をしていた望遠鏡の本体構造の製造開始を来年度以降に延期せざるを得なくなってしまう。また、全体工程の遅れとコスト増のおそれについては、今プロジェクトの他国と協議中です。国際共同事業における日本への信頼が崩れつつあります。非常に残念なことだと思います。

ALMA望遠鏡とTMT望遠鏡はそれぞれ役割が異なりまして、補い合う関係にあります。この二つのプロジェクトが進みますと、資料の十二に示しますように、第二の地球があるのか、また生命の手掛かりはどこにあるのか、こういう謎に迫

ることができるとですね。

次のページ、資料の十三、これは宇宙がどのように進化してきたのかという、そういう歴史。今、宇宙ができて百三十五億年になります。それをどんどん遡っています。すばらしいすばらしい望遠鏡が十億年ちよつと前まで遡りました。でも、ALMAとTMTで五億年ちよつと前まで遡れるという、宇宙の誕生の起源に迫る、こうした成果が人類の世界観とか宇宙観に大きな影響を与えていると思います。

四月七日の本委員会、大臣は、オランダの大学では今でもラテン語が教えられていると、こういうことを通しまして、西洋の社会では目先の実用性にかかわらず知の基盤を大切にすることがあるんだということを紹介してくださいました。国立天文台が今取り組むこの二つの国際プロジェクト、これは確かに目先の実用性は余りないかもしれませんが、ただ、人類の宇宙観または生命観に関わる根源的な取組だと思えます。こうした科学を大切にするところがあるかどうか、ここに国の文化の高さ、また矜持が問われていると思います。

是非、来年度、平成二十八年度はこの両プロジェクトを推進していただけるよう前向きに検討していただきたいと思うんですけれども、大臣の御所見をお願いします。

○国務大臣(下村博文君) 改めてこの資料で学ばせていただきました、ありがとうございます。

御指摘の大型電波望遠鏡ALMAは、日本、米国、欧州の三者の国際協力によりチリに建設され、また、三十三メートル光学赤外線望遠鏡TMTは、日本を含む五か国の国際協力により、御指摘のように現在ハワイ島に建設中の国際プロジェクトであるわけでありまして。

天文学分野における大型の研究計画であるこの二つのプロジェクトは、国際協力体制の下で、我が国も国立天文台を中核として多くの研究者が参画するなど重要な役割を果たしているというふうに思っています。学術研究の大型プロジェクトについては、多額の投資を要するものでありますので、

研究者のコミュニティによる優先度の評価も参考にしつつ、各プロジェクトの進捗状況に応じて必要な支援を行っているところでございます。

資料でもありますが、文科省ではそれなりの概算要求をしているわけでありまして、財務当局によって厳しく査定されてしまっているという部分もございます。国立天文台のこの二つのプロジェクトについては、学術研究の大型プロジェクト全体の中で予算措置をしているところでありますが、御指摘がございましたが、今後とも国際協力の下で円滑に推進できるよう努力してまいりたいと思っております。

○新妻秀規君 財務省との間も含め、是非とも前向きに取組をお願いいたします。

それでは次に、在外教育施設への派遣教員の課題についてお尋ねをしたいと思います。もう一つの資料を御覧になりながらお聞きいただければと思います。

昨年四月の本委員会で質問をさせていただいた海外子女教育の環境整備については、この資料にありますように、派遣教員数は、長く続いた減少傾向から、今年度は昨年度比で十四名の増加と転じました。大臣の力強いリーダーシップに心より感謝をいたします。

その一方で、まだ課題も残されていると思います。この増員の十四名のうち八名は、新しくできましたカンボジアのプノンペン日本人学校の教員であり、既存の在外教育施設への増分は六名と伺っております。

また、近年は特別支援が必要な生徒も増えていて伺っております。特別支援が必要な生徒数はまずどれほど増えたのでしょうか、御答弁をお願いします。

○政府参考人(小松親次郎君) お答え申し上げます。

日本人学校等に在籍する児童生徒数が平成二十六年四月現在で約二万一千人でございます。このうち、特別な支援が必要な児童生徒数、お子さんの数は五百三人となっております。なお、二年

前の平成二十四年四月現在では三百五十三人でございます。これと比べますと百五十人、約三〇%の大幅な増加となっております。それから、調査方法が異なりますために単純な比較はできませんけれども、例えば平成十八年四月現在では百人であったということでございます。近年増加傾向にあると考えます。

○新妻秀規君 かなり本当にいらっしゃるということが分かりました。やはり、きちんとした対応が必要なんじゃないかなというふうに思います。こうした特別支援の生徒さんへの対応も含めて、グローバル人材育成のために派遣教員数を増やすことを前向きに検討していただきたいのですが、大臣の御所見をお願いいたします。

○国務大臣(下村博文君) 御指摘のように、海外における子供たちの在籍、日本人学校、補習校です。大変最近増えているわけでありまして。社会経済のグローバル化の進展に伴って、これから多くの企業が海外へ進出、更にしていくのではないかと思います。こういう中で、海外にいる子供たち、我が国の主権が及ばないところに在籍はしておりますけれども、少なくとも義務教育段階においては国内における教育に近い環境が整備されるよう、国としても最大限の援助を行うことが必要であると考えます。

そのため、文科省では、外務省と連携して、日本人学校と補習授業校に対して教員を派遣するなどの支援を行っているところであります。文科省から日本人学校等に派遣している教員は、厳しい財政状況の中、近年は減少傾向に陥っていたわけでありまして、御指摘のように、この二十七年度においては九年ぶりに派遣教員定数を十四名増加し、新設されたカンボジア・プノンペン日本人学校に八名、それから特別支援対応として六校に計六人配置したところでございます。

文科省としては、今後とも、海外に居住する日本人の子供たちのために教育環境の充実をしっかりと図ってまいりたいと思っております。

○新妻秀規君 是非とも大臣が今おっしゃったよ

うな取組をお願いしたいと思います。

次に、遠隔授業の推進について伺いたいと思います。

今、急速に少子化が進んでいます。離島や中山間地域の小規模な学校では、教員不足から、免許がない科目を特別な許可を得て教える免許外教科担任が少なくありません。こうした状況に対応するために、テレビ会議システムなどを使って離れた場所にある学校同士をつないで双方の授業を行う遠隔授業の文科省モデル事業が、平成二十五年から北海道の札文高校など離島にある高校など六校で行われていると承知しております。多様で質の高い授業を学校の規模や場所にかかわらず受けられるこの遠隔授業の取組は、我が党としても重点政策として推進を訴えております。

長崎県では、県独自の取組として、壱岐や対馬など離島の県立高校で平成二十五年から試験的に遠隔授業を導入されているそうです。

対馬高校では、情報という科目について遠隔授業を行っているそうです。教頭先生にお話を伺ったところ、こんな声が寄せられました。教員と生徒が対面する授業にはかなわないけれども、優れた教員の授業なのでその弱みは改善されつつある、遠隔授業は双方方向を保つことが大切である、モニターを通して先生が生徒に質問を振ったり生徒から質問を投げたりすることで活気がある授業になる、そのためには技術的な側面は重要である、導入の当初はスピーカー、マイクと映像が同期しなかったり、マイクが音を拾わなかったりしたことがあった、こんなようなお声でした。

長崎県では、通信環境やモニター、マイク、カメラのような映像・音響機器のようなハード面、これは県の教育センターがシステムの設置を担当して、一たびシステムが設置された後は対馬の現地の教員が授業のたびごとにセットアップを担当しているということです。今は現場の職員も習熟をして、負担なくセットアップできているということなんですけれども、やはり初期のトラブル対応は負担があったのではないかと考えます。

ここで、この遠隔教育を始めたとしてICTを活用した教育を普及、定着させるためには、御指摘のとおり、ICT支援員の配置によりまして技術的なサポートを行うことが効果的と考えております。この点につきましては、一つ、第二期教育振興基本計画では、地方公共団体に対してICT支援員の配置を促すこととしておりまして、同時に、ICT支援員の配置に係る所要の経費について地方財政措置が講じられているところでございます。

ここで、この遠隔教育を始めたとしてICTを活用した教育を普及、定着させるためには、御指摘のとおり、ICT支援員の配置によりまして技術的なサポートを行うことが効果的と考えております。この点につきましては、一つ、第二期教育振興基本計画では、地方公共団体に対してICT支援員の配置を促すこととしておりまして、同時に、ICT支援員の配置に係る所要の経費について地方財政措置が講じられているところでございます。

さらに、文部科学省では、今年度から、高等学校における遠隔教育の普及促進を目的としたモデル事業を行うこととしております。御指摘のように、こうした事業を通じまして優れた実践事例を

まず、御指摘のありました制度の変更でございますが、高等学校における遠隔教育につきましては、離島や過疎地等の教育機会の確保や多様かつ高度な教育に触れる機会の提供といった観点から、対面授業に相当する効果を有すると高等学校が認める場合において、同時かつ双方向的な遠隔教育を、一定の単位数を上限として、通信制のみならず全日制、定時制高等学校でも導入できるように本年度から制度化をいたしましたところでございます。

○政府参考人(小松親次郎君) お答え申し上げます。

まず、御指摘のありました制度の変更でございますが、高等学校における遠隔教育につきましては、離島や過疎地等の教育機会の確保や多様かつ高度な教育に触れる機会の提供といった観点から、対面授業に相当する効果を有すると高等学校が認める場合において、同時かつ双方向的な遠隔教育を、一定の単位数を上限として、通信制のみならず全日制、定時制高等学校でも導入できるように本年度から制度化をいたしましたところでございます。

○政府参考人(小松親次郎君) お答え申し上げます。

まず、御指摘のありました制度の変更でございますが、高等学校における遠隔教育につきましては、離島や過疎地等の教育機会の確保や多様かつ高度な教育に触れる機会の提供といった観点から、対面授業に相当する効果を有すると高等学校が認める場合において、同時かつ双方向的な遠隔教育を、一定の単位数を上限として、通信制のみならず全日制、定時制高等学校でも導入できるように本年度から制度化をいたしましたところでございます。

創出し、その成果等を教育委員会等に周知することとしたいと思っております。

これらの諸施策を通じて、必要な事柄の充実を図ってまいりたいというふうに考えます。

○新妻秀規君 今おっしゃったような取組を、是非とも推進をしてください。

以上です。ありがとうございます。

○柴田巧君 維新の党の柴田巧です。

新妻さんの大宇宙の壮大な話をもっと聞きたかったところもありますが、順番になってきましたので、私から、極めて現実的な話になりますので、お聞きをしたいと思います。

今日は、まず教育バウチャー制度のことをお聞きをしたいと思うんですが、私どもは、いわゆる補助金からバウチャーへというのを唱えておりまして、特に子育て、教育、保育、そういう分野に用途を限定したクーポンを子供や保護者に直接配付して、それによって競争を促して質を高めていきたい。例えば、教育分野においてはこれまでいわゆる教育提供者に軸足が置かれてきたんですが、そうではなくて、今申し上げたように、児童生徒や保護者にクーポンを直接支給をして選択の幅を広げて競争を促していく、それが学校の教育の質を上げたり学力の向上につながると思っております。

一方で、この教育バウチャーというのは低所得者層の教育支援にも役立つものと我々は考えているところで、今、御案内のとおり、一六・三％、子供の貧困率、六人に一人が我が国の場合はそういう状態に置かれていて、大変ゆゆしき事態になっているわけですが、その低所得者層の子供たちが十分に教育を受けられないことによって貧困の連鎖が続いていくことが見られるわけですね。したがって、親の経済力に左右されて子供の学習機会に格差を生じないように、低所得者層の子供たち、家庭の教育支援というのをしっかりやっていかなきゃならぬと思っております。特に、年収と学力ももちろん比例しますが、平成二十四年度の文科省の子供の学習費調査によれば、年収一千二百万の世帯の中学生の補助学習費、塾代などの学校外活動費ですが、これが三十二万六千円ほどになるのに対して、年収四百万未満の世帯では十五万八千円と大変大きな開きがあつて、これが学力の格差に、また将来のいりんな格差につながっていくということで、これを放置をしておく、先ほど申し上げたように貧困の連鎖がいつまでも続いているということだと思っております。

したがって、今大阪においては、塾代助成事業と言っていますが、学習塾のほかにスポーツ教室や習い事などに使用できるクーポンを、就学援助をもらっている中学生の家庭を対象にしています。が、月一万円を上限に配付をしています。平成二十四年から西成区で試行して、一昨年から全市内の中学校で実施をしておりますが、こういう取組もしておりますけれども、大臣は大阪でこういう学校外教育バウチャーの実施についてどのように評価をされておられるのか、まずこの点からお聞きをしたいと思います。

○国務大臣（下村博文君） まず一般論として、教育バウチャーは、私は今後更に議論をするに対象とする大変重要なテーマであると思えます。

ただ、そのときに一番ポイントになるのは、やっぱり財源問題で、新規に増えるわけですから、じゃ、その財源をどこから持ってくるかということについては相当の議論をしていく必要があるのではないかと。単純に上乗せするということについては非常に厳しい財政状況でございます。そういう中で、大阪で進めるといふことに対しては大変注目をしております。大阪府において、子供たちの学力向上と子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、一定の所得要件の下、学習塾等の利用に係る経費を助成する学校外教育バウチャー事業を平成二十四年度から実施しております。今年十月からは所得要件を緩和し、更に助成対象を拡大する予定というふうに聞いております。

この事業については、経済的状況にかかわらず、御指摘がありました。子供たちや保護者が多様な学習機会を選択できるようにする有効な方策の一つでもあるのではないかと思います。私としても注目をしていきたいと思えます。

○柴田巧君 ありがとうございます。

また、この教育バウチャーは、不登校の支援にも極めて有効なものだと思つていて、御案内のように、不登校の生徒、今十二万ほどあると聞いておりますが、一時は減る傾向にありましたが、またちよつと増える今傾向を見せております。

今までは、正直どちらかというと子供たちや家庭や親の責任の部分が大きいんじゃないかと言われたりもしましたけれども、やはり教育というのは、この前大臣もおっしゃったように、全ての子供たちにかげがえのない存在であると感じることができるようになっていくものだと思うんですが、したがって、この不登校の対策、いろいろ抜本的な見直しをしていかなきゃならぬと思えます。

現に、今、文科省ではフリースクール等に関する検討会議もできていて聞いておりますが、特に経済的な支援でいうと、フリースクールは、物によって違うところがあるかもしれないんですが、一年間で百万ぐらい掛かるとも言われています。小学校の場合、児童一人当たりで公的支出は年間九十一万、中学校の場合だと百二万と、学校に通っている子供たちはこれだけ公的支援があるんですが、いろんな事情があつて不登校になり、またフリースクールに行っている子供たちには、百万ぐらい掛かるとしても、法律上の位置付けが今のところありませんから、国からの補助金もないということになるんですが、このフリースクールなどで学ぶ子供たちの保護者を経済的に支援するということの意味でもこのバウチャー制度というのは有効なものじゃないかと私は思うんですが、大臣の御見解をお聞きをしたいと思います。

○国務大臣（下村博文君） 御指摘がありましたように、今、文部科学省の中において、フリースクールについて、それから不登校について検討会をつくりまして改善策について議論をしているところでございます。

特に小中で不登校が十二万を超えると。その中身を見ますと、貧困家庭の割合が六割前後はあるのではないかと、また発達障害に占める子供たちの割合もやはり半分を超えているのではないかと。また、これは貧困家庭に関係するかもしれないが、一人親家庭の子供も相当、数としても普通の学校の子供たちに比べると多いというようないろんな問題、ハンディキャップを抱えている子供たちが多く、あるいはそういう家庭だと。その家庭で、今御指摘があつたように、じゃフリースクールに行かせるといふことになる、公立の小中学校であれば義務教育ですから基本的には無償でありますけれども、フリースクールについては相当のお金が掛かるといふことで、より大変だといふ状況があるわけでございます。

その中の一環として、今バウチャー制度の導入という提案であります。まずこのフリースクール等で公費負担の在り方についてどうするかというのを検討していきたいと思えます。また、その際、フリースクールそのものもやっぱり多様性を尊重することが必要でありますので、枠にはめる、これがフリースクールの対象でこれはフリースクールの対象にならないといふこともなかなか決められない部分もあるのではないかとと思えます。

一方で、一人一人の子供の学習機会を保障するという観点からは極めて重要であり、この基本を大切にすることになると、御指摘のように、教育バウチャー制度によつて、そういう機関補助だけでなく個人補助で、どういふふうに使つかどうか、そういう教育に特定したバウチャー、クーポン券なりいふようなことを考えるというのがあるのではないかと、そういう創意工夫についての論点について今検討していると

いずれにしても、子供たちの視点に立ちながら教育環境の改善に向けて柔軟に対応し、不登校の子供であってもチャンス、可能性が提供できるような、そういうバックアップ体制については是非考えていきたいと思っております。

○柴田巧君 とにかくにも教育パウチャー方式の助成というのは、利用目的をこの場合は教育に使途を限定するわけで、子供の学習機会を提供するという一つの投資だというふうな我々は思っています。単なるばらまきではなくて、しっかりとその明確な投資効果を狙った戦略的な施策だというふうな我々は考えているわけで、文科省は、大臣の所信でのお言葉を借りると、未来を切り開く未来省であると考えているとおっしゃっていますが、また総理も、私はこの前の代表質問で総理にもこの点をお尋ねをしました。教育パウチャー制度については、子供や保護者の選択肢の拡大、低所得世帯の学習機会の充実という観点から傾聴に値する御意見だと考えているとお述べになりました。

であるならば、第一次政権で教育パウチャー研究会という、ちよつと正式名称違っているかもしれませんが、文科省の中にも正式なパウチャーを検討する機関を設けて議論をされました。残念ながら、第一次政権が退陣して、というよりも何よりも文科省が余り正直な気がなかったというところもあると思いますが、立ち消えになってしまいましたけれども、大臣もそういう、今、そもそもパウチャーに関しては積極的な考えをお持ちだと、「教育立国論」も読ませていただきましたが、総理も先ほどのように答弁をされていますので、ところどころで、いろんな場面で検討はされていますが、正式にこの教育パウチャーを検討する機関を、文科省において本格的な導入に向けた議論をやっぱり開始をすべきだと思いますが、大臣にお聞きをします。

○国務大臣(下村博文君) 随分前でですけど、私が文部科学大臣政務官のとき、省内に私的勉強会でこの教育パウチャーについての勉強会をずつとし

てきた経緯がございました。

その中の財源問題としてやっぱりどうしても引つかかるんですけども、今の総枠の中から教育パウチャーについての財源をもし確保するとなると、既存の学校に行っていない子供、行けば、先ほどの御指摘のように一人百万ぐらい税金投入されているわけですね。実際行かないから、それを教育パウチャー券として子供に、全額とは言いませんけど、例えば半額、権利を与えて、そしてほかのところで、フリースクール等で使えというふうなことを考えたときもありましたが、そうすると、まず既存の学校が反対すると、関係者がですね。それから、私学も意外とこれは反対をして、そのことによつて結果的に自分の学校に来なくなるのではないかとというのがあつて、ほとんどが反対ということもあつて進まなかったという経緯がございます。

ただ、今御指摘のように、この教育パウチャー制度というのは、個々の教育費の負担軽減策を考へる中で、創意工夫しながら様々な論点について検討に値するものではないかと思ひます。

財源について、機関補助という考え方もあるし、それから個人補助という考え方があつて、世界を見ていると全部が全部機関に対して助成をするということじゃなくて、個人に対して助成する。また、我が国でも一部そういう部分も実際あるわけでありまして、その辺、教育の中でもコンセンサスを取りながら機関補助を個人補助にシフトするとか、財源があれば更に個人に対してこの教育パウチャーのような形でプラス支援をするとかいうことも含めた議論というのは重要だと思います。

一人一人の子供たちの視点に立つた教育環境の改善に対して柔軟に取り組むということの中で、一つは、今、不登校やフリースクールのそれぞれについて今議論をしてもらつていますので、その議論の状況を見ながら、これからどうするかということについては更に検討していきたいと思ひます。

○柴田巧君 是非、総理もそう述べていらして、大臣もそういう考えをお持ちです。しつかり進めていただきたいと思ひますし、大阪の場合は、二千五億、今掛けてやっています。御案内のとおり身を切る改革によつて財源を捻出したということだけ申し上げておきます。

済みません、いろいろあとお聞きしたいことがあります。時間が参りましたので、これで終わります。ありがとうございました。

○田村智子君 日本共産党の田村智子です。

今日は、我が国の学術研究の現状についてお聞きいたします。

学術研究の成果を示す指標の一つは、論文がどれだけ発表され、どれだけ引用されたかということです。文科省科学技術政策研究所発表の「科学技術指標二〇一四」では、論文引用数の国際比較から、質的指標とされるトップ一〇％補正論文数、シエラ及びトップ一〇％補正論文数シエラの変化を見ると、日本は一九八〇年代から二〇〇〇年代初めにかけて緩やかなシエラの増加が見られたが、その後急激にシエラを低下させていると指摘しています。

資料でお配りしました資料一の一ページ目、トップ一〇％補正論文数、これは注目をされて引用度がトップ一〇％の論文数、これを見ますと、一九九〇年から九二年の平均、日本は世界四位。二〇〇〇年から二〇一二年、同じく四位。ところが、二〇一〇年から二〇一二年の平均は八位に低迷をします。二ページ目、引用数トップ一〇％で見ますと、六位、五位、十一位というふうになっていきます。中国の急激な伸びということがあるにしても、上位の国の中でこのように順位が低下した国は日本だけです。

文科科学省は、この低迷の要因をどのように分析していますか。

○政府参考人(川上伸昭君) 先生御指摘のとおり、世界のトップ一〇％補正論文数及びトップ一〇％補正論文数につきましては、日本も全体の数は増加している中ではございますが、シエラにつ

きましては低下をしているという、こういう状況でございます。

引用度がこのように高い論文につきまして増加の伸びが小さい理由といたしましては、大学の研究開発費の伸びが主要国に比べて低いということに加えて、国際共著論文や学際的、分野融合的な研究領域への参画が主要国と比べて十分でないというようなことが考えられるというふうな私どもとしては分析をしているところでございます。

○田村智子君 こうした論文数の分析を行っているのはトムソン・ロイター社というところなんですけれども、そこが分析した資料を更に見てみます。

資料の二、三枚目になりますね。国公私立大学別の論文数の推移が分かります。これは二〇〇〇年を起点として私立大学というのは直線的に増加傾向にあります。ところが、国立大学が、二〇〇〇年半以降、明らかに低迷をしています。先ほど御答弁で、研究費、この伸びがなかなかないと、これが一つの低迷の要因だというふうな文科省も分析しているということですが、私もそうだと思います。

国立大学がなぜこんなに低迷しているのか。やはり、国による基盤的投資と言える運営費交付金がこの十年間で一割以上削減された、これが低迷の要因ではないかと思ひますが、文科大臣、いかがですか。

○国務大臣(下村博文君) 御指摘のように、日本が主要国と比べて被引用度が高い論文数の増加の伸びが小さい理由、今御指摘がありました。

(委員長退席、理事石井浩郎君着席)

これは、大学の研究開発費の伸びが低いことに加えて、国際共著論文や学際的、分野融合的な研究領域への参画が十分でないことなどが考えられます。

国立大学法人の運営費交付金の削減だけが低迷要因として議論することは適切ではないと思ひますが、一方で、学術研究、基礎研究の振興

のため、大学の研究環境の整備は重要でありまして、長期的な視野に基づく多様な教育研究活動の基盤を支える国立大学運営費交付金の役割は重要であるというふうに考えます。

○田村智子君 重要だと言いつつ、伸びどころが一割削減をしてきたと。この影響というのは直視をすべきです。

第三期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方についての中間まとめが出されています。こういう指摘があります。「有期の競争的経費の獲得による様々な成果が、運営費交付金の活用により、各国立大学の中に組織化されることが困難となっている」と。科研費などによる研究の成果を長期的な研究に組織化する、これが困難になっているというふうに認めたものなんです。

競争的資金を得てこそ国際的な競争力も強化されるんだと、日本ではこういう政策の下で様々な競争的資金は創設されてきました。しかし、その一方で、運営費交付金を削ったままでは、国立大学は学術研究の低迷から抜け出すことはできないというふうに思いますが、大臣、いかがですか。

○国務大臣(下村博文君) 文科省の国立大学法人運営費交付金の在り方に関する検討会が四月八日に取りまとめました中間まとめにおきまして、運営費交付金と競争的研究費を含めた大学内外の資源配分を見直すことが求められております。

このため、文科省では、運営費交付金の改革の検討と並行して、研究成果を持続的に最大化することを目的とした競争的研究費改革に関する検討会を設けまして、今議論を進めているところであります。

〔理事石井浩郎君退席、委員長着席〕

運営費交付金と、そしてこの競争的研究費の改革を両方を一体的に進めることによりまして、必要な予算の確保に努め、大学における教育研究活動のこれまで以上の活性化を図ってまいりたいと考えております。

○田村智子君 これは競争的資金との組合せで、

競争的資金が伸びればいいのか、そうじゃないと私は思うんですね。運営費交付金、削っていったら駄目なんだと、これは少し質問で更に聞きたいと思います。

競争的資金の研究というのは、おおむね三年から五年のスパンです。そうすると、研究者は、次の資金獲得を準備しながら研究や論文の執筆を行わなければならないし、研究の途中段階でも審査機関への報告があり、また非常勤で研究者を雇いますから、その人事評価も行わなければならない。また、出された申請を審査するのも大学に属する研究者です。

これ、科学技術振興機構研究開発戦略センターは、我が国の研究費制度に関する基礎的・俯瞰的検討に向けての中間報告というのをまとめていますが、その中でも、「近年の我が国では競争的資金に係る業務による研究時間の圧迫が深刻になっている兆しがみられる」と、こう指摘をしています。

大臣、この指摘、どう思われますか。

○国務大臣(下村博文君) 競争的資金の充実、研究費の選択の幅を拡大し、競争的な研究開発環境を形成することにより、研究活動を活性化させるといふ点で意義あるものであるというふうに考えます。また、国費を原資とした競争的資金により研究を行う以上は、説明責任を果たす観点から、申請や報告などの一定の事務負担を負っていただく必要もやはりあると思います。

一方で、御指摘がありました、競争的資金の増額に伴ってこれらの事務負担が増え、研究時間の減少の要因の一つであるという指摘も私も聞いております。研究費の獲得に当たりまして、研究者の事務負担を軽減することはやはり重要であるというふうに考えます。このため、これまでも各種手続の簡素化に取り組んできているところではありますが、今後も引き続き研究現場の意見を酌みながら、更なる改善についてはしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○田村智子君 今挙げましたその中間報告の中で

は、こう言っているんですよ。「我が国の大学等で研究時間の確保が重要となっている現状があるにもかかわらず、現実には研究者は近年ますます競争的資金関連の業務に時間を割かざるを得なくなっている。その理由の一つは、基盤的経費が削減され、運営費交付金のことで、「基盤的経費が削減され、大学等が競争的資金に依存せざるを得なくなっていることがある。大学等のなかには、所属する研究者に科研費への申請を半ば義務化し、申請を行わない研究者には基盤的な研究費を減額する等の措置をとっている大学もある」と。これは、そうしなければ、今科研費では間接的経費で一部水光熱費などを見たり、大学にあげていいよというお金を持っていますけど、それを獲得してもらわなかったら、もはや大学が運営できないという事態にまでなっているから、ここまで厳しい指摘がJSTによって行われているわけですね。

さらにお聞きします。運営費交付金の削減は、国立大学の常勤ポストの削減に直結をいたしました。ポストドクター一万人と旗を振りながら、若手の常勤雇用のポストは増やすぐろから大きく減少をしてしまったわけです。これは競争的資金を拡充しても解決できない問題です。

お配りしました資料の三、四ページ目になります。東大、京大など国立の九大学と早稲田、慶応の十一大学が今RU11という学術研究懇談会というのを組織しています。この十一大学の雇用形態、見てみますと、四十歳未満の若手の常勤ポストは急減をしています。近年急減です。そして、競争的資金による雇用、つまり資金を受けている期間だけ、三年とか五年とかだけ雇用される、そういう若手研究者が急増しているわけです。

独立行政法人全体を見ても、二〇〇七年から二〇一〇年度、この僅か三年間で三十七歳以下の若手研究者の任期なしの常勤ポスト、これは五百人近くも減っているわけです。これでは日本の学術研究は先細りになりかねないと思いますが、大臣の見解をお聞きます。

○国務大臣(下村博文君) 御指摘のように、我が国が成長を続け、新たな価値を生み出していくためには、科学技術イノベーションを担う創造性豊かな若手研究者の育成確保は極めて重要であると思います。一方、学校教員統計調査によりますと、近年、大学の本務教員に占める三十九歳以下の若手の割合は低下していると、御指摘のとおりであります。

文科省としては、若手研究者支援のため、一つは、自らの研究活動に専念するための経済的支援やテニユアトラック制の導入促進、大学改革の一環として年俸制やクロスアポイントメント制度の導入等によりまして、教員の流動性を高めつつ、若手ポスト確保の支援などに取り組んでいるところでもあります。今後とも、このような取組を通じて若手研究者の活躍促進を図ってまいりたいと考えます。

○田村智子君 常勤ポストを増やす、確保する、これも運営費交付金にしかできないことなんです。競争的資金というのは年限が決まっているから、常勤ポストは絶対増えないんです。この問題を真剣に取り組まなければ、これはもう若手研究者は日本の国立大学を見限るといふことさえあり得ると、私はそれぐらいの危機感を持っています。

法人化後の十年間、運営費交付金というのは毎年ほぼ一割削減されて、総額約一千三百億円もの削減となりました。二〇一二年度の国立大学法人の収支状況を見ますと、運営費交付金の収益は三六%弱、一方、支出の方を見ますと、人件費が三八%、ということは、もはや運営費交付金は人件費分にしかならない、研究に充てるお金にもならない、また人件費にも足りない。

これは個別大学で見ると、交付金が最も多いのは東大なんですけれども、その東大でも人件費は交付金で受け取る額の九〇%になるんです。地方大学の中には一二〇%と足が出ているところもあるわけです。運営費交付金では人件費も賄えない。

第三期中期目標期間に向けて、経営協議会外部委員が連名で、地方国立大学の予算強化を求める声明を発表する動きが次々と起きています。北海道教育大学、東北、山形、福島、静岡、福井、奈良教育、和歌山、高知、山口大学、こういう十大学で次々と声明が上がっているんです。いずれも、大学の経営努力は既に限界である、運営費交付金は国立大学発展の要である、その確保を最優先にすべきと訴えています。その外部委員の中には、歴代の文部大臣である有馬朗人氏、遠山敦子氏、またファミリーマート代表取締役会長、福井県経団連会長など、経済界の方々も名前を連ねているわけです。運営費交付金の削減はもつてのほかである、まずその確保をすべきであると、私はこの声を真剣に受け止めるべきだと思うんです。

み、特色の最大化などの自己改革に積極的に取り組む国立大学に対してめり張りある重点配分をすることにによって支援をしてまいりたいと思ひます。

○田村智子君 終わります。

○松沢成文君 次世代の党の松沢成文でございます。

私、先週の予算委員会、総理並びに大臣に、国立大学における国旗掲揚、国歌斉唱の問題について質問をさせていただきました。図らずも、それを大臣が国立大学側に要請するという発言をめぐって、大手新聞も社説で取り上げて大論争になっていまして、今日は、ちょっと大臣の考え、文科省の考えを確認する意味で幾つか質問をさせていただきたいと思ひます。

まず、これ国立の大学であるわけですから、国の意思を大学側に伝えて要請するということは、法的にも、私は道義的にも全く問題ないと思ひます。

また、大臣は、これお願い、要請であり、実施するかしないかは大学の判断として、大学の自主性にも配慮しております、これまた全く問題ないというふうに考えています。

文科大臣、最後に、やはり運営費交付金はもう削るべきじゃない、増やすべきだ、こういう立場を示すべきだと思ひますが、いかがですか。

さらに、要請にどう応えるかは、あくまでも大学の自主的な判断なのであって、その結果が運営費交付金の支給に影響を与えるようなことがあつてはならないとも考えております。

この三点について大臣の見解をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(下村博文君) 文部科学省の国立大学法人運営費交付金の在り方に関する検討会の中間まとめでは、基盤的経費である運営費交付金の確保は不可欠である、厳しい財政状況であるが、文科省としても必要な予算の確保に引き続き努力が望まれるとの提言をいただいているということであり、また、運営費交付金と競争的研究費を含めた、大学内外の資源配分を見直すことが求められております。

文科省としては、運営費交付金と競争的資金の改革を一体的に進めつつ、必要な予算の確保に努めてまいりたいと考えておりますが、各国立大学の強み、特色を生かした教育研究を伸ばしていくためには、また喫緊の課題である国立大学改革を強力に推進していくためにも、マネジメント改革による学長のリーダーシップの確立、各大学の強

その上で、御指摘のように、各大学の自主的な判断でありますし、また国立大学、先ほどもありました、例えば運営費交付金等の配分に影響を及ぼすということについては、これは考えておりません。

○松沢成文君 こうした大臣の要請に対して、いわゆる大学の自治を脅かすとか大学の自治に反するという批判もありますが、そもそも大学の自治というのは、憲法解釈上、研究の自由、研究発表の自由、教授の自由といった学問の自由を保障するために認められているものでありまして、国立大学の入学式、卒業式という節目の式典で国旗を掲揚し国歌を斉唱することが、学問の自由を侵害し大学の自治を損なうということには全くならないと私は考えておりますが、大臣はいかがお考えでしょうか。

○国務大臣(下村博文君) 大学の入学式、卒業式における国旗や国歌の取扱いについては、これは各大学の自主的な判断に委ねられていることであります。

今回の要請はあくまでも要請、これは文書ですとということじゃなくて、国立大学の学長会議等があるときに口頭でお願いしたいと思つていいることとでありまして、当然、大学の自治それから自主性の妨げとなるものではないと思ひます。

○松沢成文君 国立大学の役割の一つに目的養成、目的を持つて学生を養成するという意味ですね、目的養成というものがあつて、これは二つ掲げられております。一つは理工系人材育成に寄与すること、二つ目は教員育成の中核を担うことと定められているんですね。そのために、国立大学八十六校のうち、約半数の四十四の大学や学部が教員養成目的で設置されているんです。何々教育大学というのがまさにそうですが、専科大学が十二、そして大学の中に教員養成学部があるところが三十二だと思ひます。

その卒業生の多くは小中高校の教員となるわけなんです。そこで、国旗・国歌の意義を理解させ、尊重する態度を育てるという学習指導要領解

説書の方針を理解しておく必要があるわけですね。そのために、国立大学では国旗掲揚、国歌斉唱は必要ではないかと私は考えておりますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(下村博文君) 国立の教員養成大学、学部は、教育に係る国の責任に鑑みまして、安定的に質の高い教員を一定数養成する観点から、原則として各都道府県に設置され、初等中等教育分野を中心に教員養成について主要な役割を果たしているところであります。

また、教育課程及び指導法に関しては、国立大学だけでなく全ての大学の教職課程で履修することとなつておりまして、その内容は学習指導要領に則したものでなければならぬとされているところでもございます。

各国立大学におきましては、こうしたことも踏まえつつ、国旗・国歌の取扱いについて検討していただきたいと思ひます。

○松沢成文君 今回、大臣は適切な対応を国立大学側に要請するということになつたわけですが、これは、おっしゃつたように、強制とか指導ではなく、あくまでも国としての要請、お願いであるということ踏まえた上で、私も大学の自主的な判断を最終的に尊重すべきだと思ひます。

ただし、その上で、もし国立大学側が実施しないとした場合は、その理由を尋ねて、それを私は文科省は国民に公表すべきだと思ひます。

というのは、国立大学であれば、どのような理由で国旗掲揚、国歌斉唱を実施しないのか、これは主権者である国民に知らせる義務があると思ひます。この情報公開こそが国民に開かれた国立大学のあるべき姿であつて、国民の知る権利に應えるものだと思ひます。大学の自治は秘密主義であつてはならないわけなんです。そうした情報をもつて国民は、あるいは受験生も各大学を正しく評価できるのではないかとと思ひますが、大臣の見解はいかがでしょう。

○国務大臣(下村博文君) それはまさに各大学が

自主的な判断によって行うべきことだと思ひます。

○松沢成文君 各大学が自主的に判断をするのは、それは私も容認しているの、いいと思ひますので。ただ、どういふ理由なのかですね。大学の自治というのを捉えて私たちはやらんないんだというのがあるでしょうし、ひょっとしたら国旗・国歌は好かないから、嫌だから揚げないんだという大学もあるかもしれません。でも、大学がどういふ理念で自分たちは運営しているのか、あるいは卒業式、入学式の運営をしているのか、これきちんと国民に公開してもらつて、やっぱり国立大学ですから、国民はそれを知つた上で、ああ、なるほど、この大学はこういう理念貫いていい大学だ、あるいはこの大学はちよつとおかしいんじゃないか、国民常識からしてみても、こういうふうな評価できるわけですね。それで、受験生にも私は一つの評価材料になると思ひます。

情報公開の時代ですから、情報公開で知る権利、これよく言われますよね。決して私は大学の自治というのは秘密主義であつてはいけなないと思ひていまして、是非ともその点も今後考へていただきたいというふうに思ひます。

さて、最後に大臣、今日、昨日のニュースだったので私、通告してないんですが、大臣のお考えをお聞かせいただきたいんです。

実は、昨日、産業競争力会議というのがあつて、その中で、大臣も御出席されたそうなんですが、全国の国立大学を三分類に分けていこうと。一つ目が世界トップクラスの研究をする大学、二つ目は分野ごとに優れた研究をする大学、三つ目が地域のニーズに應じる研究をする大学と。大学側が自ら分類を選んで改革に取り組む、その取り組みに運営費交付金を重点配分するとなつていふんですね。これを、国立大学の経営力戦略というのを今年の夏までに策定をして、新たな研究領域の開拓や人材育成を大学に促していくということなんです。

それで、私は、大臣が大学の自治というのを尊

重して、国旗・国歌については、強制や指導しなくまず要請をして、あとは自主的な判断を促したいと言つていふんですが、事この研究分野に対しては、国が政策をつくつて、それで大学を選ばせて、それで選んで頑張る大学には資金も重点配分しますよと。これは、私は大臣を応援したい立場なんです、文部科学省としてダブルスタンダードじゃないかなと。

つまり、大学の自治というのを都合よく使い分けていふんです。自分たちが無理に強制しちゃうやないなというのは、大学の自治があるからできません。でも、自分たちが国家の政策としてこれはやつていこう、産業競争力に必要だと思つたら、研究分野でもこういうふうなやつてくださいね、やつてくれれば資金付けますよ。これは大学の自治、学問の自由をある意味で侵害してしまつていふとも考えられるんですね。

これ、文部省だけじゃなくて国立大学側も、国旗・国歌で大学の自治があるからそんなことは、要請なんか認められないという大学があるとしたら、じゃ、こういう分野では分かりましたと、研究分野はこれとこれで分かりました、うちの大学も決めて文科省の方針に従ひます、だからお金下さいと。これじゃ、大学の自治の完全にダブルスタンダードですよ。ですから、これは文科省側にも大学側にも是非とも私は本當に聞いてみたいと思ふんですが、大学の自治とは何ぞやと。それを、大学の自治をテーマによつて使い分ける、このダブルスタンダードはおかしいんじゃないかと。

だから、結論として言つと、もしこういう政策分野で国立大学を、こういうふうなやりなさいと、お金付けますよということをや政策分野でリードしていききたいのであれば、文科省がですよ、国旗・国歌についても、だつてこれ、国際人を養成する国際常識ですよ、今、大きな式典で国旗・国歌があるというのは、ましてや国立大学なんだから、そこできちつとやつてくださいというふうな要請してもいいんじゃないですか。それが私はボ

リシーのある文科省としてのスタンスだと思ひますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(下村博文君) 結論からいふと、ダブルスタンダードというのは当たりません。つまり、国立大学が現状維持でいいというところについてはそれでも別に構はないんですね。ただ、今激しい競争のグローバル社会の中で、今までのような国立大学であつたら、国立大学であつてもう国民から選択されない、廃校もあり得る、そういう危機感を持つていく必要があると思ひます。

その中で、産業競争力会議の中でも、新研究領域の開拓とか、それから地域ニーズに適切に合ったような産業構造の変化に対応した人材育成等、やはり時代の変化や地域の状況に応じて国立大学も、どんな養成をしていくか、教育と研究ですね、それは時代の変化に対応していく必要があるのではないかと。

その中の三つの指針というのを先ほどおっしゃつたようなことで掲げました。ですから、そういうことに対して各大学が努力をするということについてはプラスの更なる支援をしていくということでもあります。今のままでいいという大学については、それはそれで、別に否定するわけではなくない、まさにそれは各国立大学の判断ということでもあります。

○松沢成文君 学問の自由の中の研究の自由というのがあるわけでありまして、そこについて国がここまで政策的に踏み込むのであれば、私は、国旗・国歌についてもしつかりと、要請よりも指導をしていただけた方が分かりやすいのかなというふうに思ひます。

もう最後にいたしますけれども、これ、国立大学の設置法である国立大学法人法第一条の「目的」の中に、「大学の教育研究に対する国民の要請にこたへる」、これが国立大学だと書いてあるんですね。

やはり私は、国旗・国歌については、学校現場で随分混乱もありましたが、もうしつかりとコンセンサスができて、きちつと教育の場でも国旗・

国歌の重要性を教へていふことと、あるいは国民も大きな国家的な行事の場では国旗掲揚、国歌斉唱をやつていふことと、大分私は自然の姿になつてきたと思ひます。それで、大きな国民の支持も得られていると思ふんですね。

是非とも、国が、今は正確には設置者じゃないですけれども、独立行政法人つくつてやつていまして、国が設置や運営に大きく関与する国立大学においては、是非とも式典において国旗・国歌をしつかりやつていただけるように、大臣にきちつと要請することを改めてお願いをいたしまして、質問を終わります。

○委員長(水落敏栄君) 本日の調査はこの程度にとどめます。

○委員長(水落敏栄君) 次に、独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。下村文部科学大臣。

○国務大臣(下村博文君) この度、政府から提出いたしました独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

政府においては、行政改革の一環として独立行政法人に係る改革を推進するため、平成二十五年十二月に独立行政法人改革等に関する基本的な方針を閣議決定したところであります。

この法律案は、同方針を踏まえ、独立行政法人国立大学財務・経営センターを独立行政法人大学評価・学位授与機構に統合するための所要の措置を講ずるものであります。

次に、この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一に、独立行政法人国立大学財務・経営センターを解散し、その業務を独立行政法人大学評価・学位授与機構に承継します。

第二に、独立行政法人大学評価・学位授与機構

の名称を独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に改称します。

第三に、独立行政法人国立大学財務・経営センタリが解散することに伴い、権利義務の承継等所要の経過措置を定めます。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○委員長（水落敏栄君） 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

正午散会

四月十日日本委員会に左の案件が付託された。

一、原発事故による被害、損害の賠償に関する請願（第六六六号）（第六六七号）（第六六九号）

一、教育費負担の公私間格差をなくし、子供たちに行き届いた教育を求める私学助成に関する請願（第六八四号）

一、専任・専門・正規の学校司書の配置に関する請願（第六八五号）

一、教育費負担の公私間格差をなくし、子供たちに行き届いた教育を求める私学助成に関する請願（第六九四号）

一、原発事故による被害、損害の賠償に関する請願（第六九五号）（第六九六号）（第六九七号）（第六九八号）（第六九九号）（第七〇〇号）（第七〇一号）（第七〇二号）（第七〇三号）（第七〇四号）（第七〇五号）

第六六六号 平成二十七年三月二十七日受理
原発事故による被害、損害の賠償に関する請願
請願者 福島県いわき市 佐藤守利 外九百九十九名
紹介議員 吉田 忠智君
福島原発では、高濃度放射能を含む汚染水が地

上タンクから漏れ出し、海に流出するなど深刻な事態が広がっている。原発事故は収束しておらず、現在も危機的な状況にある。しかし、この間の東京電力の場当たり的な危機管理では安全・安心は保障されない。政府が全責任を持ち事故収束に対応することが必要である。また福島県民は、いまだに約十二万人が避難生活を送り、全ての県民が放射線被害や将来への不安などを抱えながら生活を続けている。福島県民は住まいや生業の再建、徹底した除染、完全賠償、子供・県民の健康管理、福島原発の全基廃炉などを強く求めているが、国も東京電力もこれまで行ってきた不十分な支援や賠償さえも一方的に打ち切る動きを強めている。

ついで、次の事項について実現を図られたい。
一、原発事故が起きなければ発生しなかった被害、損害は全て賠償すること。

第六六七号 平成二十七年三月二十七日受理
原発事故による被害、損害の賠償に関する請願
請願者 福島県いわき市 吉田隆浩 外九百九十九名
紹介議員 山本 太郎君
この請願の趣旨は、第六六六号と同じである。

第六七九号 平成二十七年三月三十日受理
原発事故による被害、損害の賠償に関する請願
請願者 福島県喜多方市 田村孝夫 外九百九十九名
紹介議員 有田 芳生君
この請願の趣旨は、第六六六号と同じである。

第六八四号 平成二十七年三月三十一日受理
教育費負担の公私間格差をなくし、子供たちに行き届いた教育を求める私学助成に関する請願
請願者 大阪府藤井寺市 増田賢樹 外三万四千九百九十九名
紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第四五号と同じである。

第六八五号 平成二十七年三月三十一日受理
専任・専門・正規の学校司書の配置に関する請願
請願者 富山県高岡市 端由実 外五百九十九名
紹介議員 辰巳孝太郎君
この請願の趣旨は、第三四三号と同じである。

第六九四号 平成二十七年四月二日受理
教育費負担の公私間格差をなくし、子供たちに行き届いた教育を求める私学助成に関する請願
請願者 横浜市 比留間健一 外三万三千九百三十八名
紹介議員 福島みずほ君
この請願の趣旨は、第四五号と同じである。

第六九五号 平成二十七年四月二日受理
原発事故による被害、損害の賠償に関する請願
請願者 福島県会津若松市 大堀ふじ子 外四千五百八十名
紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第六六六号と同じである。

第六九六号 平成二十七年四月二日受理
原発事故による被害、損害の賠償に関する請願
請願者 京都市 和田広子 外四千五百八十名
紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第六六六号と同じである。

第六九七号 平成二十七年四月二日受理
原発事故による被害、損害の賠償に関する請願
請願者 札幌市 永島政子 外四千五百八十名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第六六六号と同じである。

原発事故による被害、損害の賠償に関する請願
請願者 東京都調布市 庄司洋子 外四千五百八十名
紹介議員 吉良よし子君
この請願の趣旨は、第六六六号と同じである。

第六九九号 平成二十七年四月二日受理
原発事故による被害、損害の賠償に関する請願
請願者 京都市 松川勉 外四千五百八十名
紹介議員 倉林 明子君
この請願の趣旨は、第六六六号と同じである。

第七〇〇号 平成二十七年四月二日受理
原発事故による被害、損害の賠償に関する請願
請願者 東京都台東区 佐々木恵子 外四千五百九十名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第六六六号と同じである。

第七〇一号 平成二十七年四月二日受理
原発事故による被害、損害の賠償に関する請願
請願者 横浜市 大山政信 外四千五百八十名
紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第六六六号と同じである。

第七〇二号 平成二十七年四月二日受理
原発事故による被害、損害の賠償に関する請願
請願者 秋田市 大矢真希 外四千五百八十名
紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第六六六号と同じである。

第七〇三号 平成二十七年四月二日受理
原発事故による被害、損害の賠償に関する請願
請願者 福島県郡山市 佐藤茂子 外四千五百八十名
紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第六六号と同じである。

第七〇四号 平成二十七年四月二日受理

原発事故による被害、損害の賠償に関する請願

請願者 福島県会津若松市 照井麻希 外
四千五百八十名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第六六号と同じである。

第七〇五号 平成二十七年四月二日受理

原発事故による被害、損害の賠償に関する請願

請願者 福島県いわき市 伊深恵美 外四
千五百八十名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第六六号と同じである。

四月十五日日本委員会に左の案件が付託された。

一、独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律案

独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律案

独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律案

独立行政法人大学評価・学位授与機構法(平成十五年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法

目次中「第十七条」を「第二十二條」に、「第十八条・第十九条」を「第二十三條・第二十五條」に、「第二十一條・第二十二條」を「第二十六條・第二十八條」に改める。

第一条及び第二条中「独立行政法人大学評価・学位授与機構」を「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」に改める。

第三条中「独立行政法人大学評価・学位授与機構」を「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」に改める。

第六部 文教科学委員会会議録第五号 平成二十七年四月十六日【参議院】

構」を「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」に改め、「図」とともに「の下に」、国立大学法人等(国立大学法人(同条第一項に規定する国立大学法人をいう。第十六条第一項第二号及び附則第十三条第一項第一号において同じ。)、大学共同利用機関法人(同法第二條第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。第十六条第一項第二号において同じ。))及び独立行政法人国立高等専門学校機構等により、その教育研究環境の整備充実を図り、あわせて」を加える。

第六条中「大学評価・学位授与機構」を「大学改革支援・学位授与機構」に改める。

第十一條第二項中「独立行政法人大学評価・学位授与機構法」を「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法(平成十五年法律第百十四号)」に改める。

第十六條第一項中第五号を第七号とし、第二号から第四号までを二号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二号を加える。

二 国立大学法人及び大学共同利用機関法人に對し、文部科学大臣の定めるところにより、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の貸付け(次条及び第十九條第一項において「施設費貸付事業」という。)を行うこと。

三 国立大学法人等に対し、文部科学大臣の定めるところにより、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の交付(以下「施設費交付事業」という。)を行うこと。

第二十二條を第二十八條とする。

第二十一條第二号中「第十七條第一項」を「第十八條第一項」に改め、同条に次の一号を加える。

三 第十九條第一項、第二項若しくは第五項又は第二十一條の規定により文部科学大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったとき。

第二十一條を第二十七條とし、第二十條を第二十六條とし、第五章中第十九條を第二十五條とし、第十八條を第二十四條とし、同条の前に次の一條を加える。

(財務大臣との協議)

第二十三條 文部科学大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第十八條第一項の規定による承認をしようとするとき。

二 第十九條第一項、第二項若しくは第五項又は第二十一條の規定による認可をしようとするとき。

第十七條の見出しを「(利益及び損失の処理の特例等)」に改め、同条第一項中「機構は」の下に「施設整備勘定以外の一般の勘定において」を加え、「前条に規定する業務」を「第十六條に規定する業務のうち同条第一項第二号及び第三号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務以外の業務」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項を」前項に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項を」前各項に改め、同項を同条第五項とし、同項の前に次の二項を加える。

3 施設整備勘定については、通則法第四十四條第一項ただし書及び第三項の規定は、適用しない。

4 機構は、施設整備勘定において、通則法第四十四條第一項本文又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項本文の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額を、翌事業年度以降の施設費交付事業の財源に充てなければならない。

第四章中第十七條を第十八條とし、同条の次に次の四條を加える。

(長期借入金及び独立行政法人大学改革支援・学位授与機構債券)

第十九條 機構は、施設費貸付事業に必要な費用に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構債券(以下「債券」という。)を

発行することができる。

2 前項に規定するもののほか、機構は、長期借入金又は債券で政令で定めるものの償還に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は債券を発行することができる。ただし、その償還期間が政令で定める期間のものに限る。

3 前二項の規定による債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

4 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

5 機構は、文部科学大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

6 会社法(平成十七年法律第八十六号)第七百五條第一項及び第二項並びに第七百九條の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

7 前各項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定による長期借入金又は債券に関し必要な事項は、政令で定める。

(債務保証)

第二十條 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三條の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、前条第一項又は第二項の規定による機構の長期借入金又は債券に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二條の規定に基づき政府が保証契約をすることができ、債務を除く)について保証することができる。

(償還計画)

第二十一條 機構は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、文部科学大臣の認可を受けなければならない。(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する

法律の準用

第二十二條 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)の規定(罰則を含む。は、第十六條第一項第三号の規定により機構が交付する資金について準用する。この場合において、同法(第二條第七項を除く。中「各省各庁」とあるのは「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」と、「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の機構長」と、同法第二條第一項(第二号を除く。及び第四項、第七條第二項、第十九條第一項及び第二項、第二十四條並びに第三十三條中「国」とあるのは「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」と、同法第十四條中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の事業年度」と読み替へるものとする。

第十六條の次に次の一条を加へる。
(区分経理)

第十七條 機構は、施設費交付事業及び施設費交付事業に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定(次条において「施設整備勘定」という。)を設けて整理しなければならない。

附則第四條中「機構の職員」とを「独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第 号。附則第十三條第一項において「改正法」という。)による改正前の第二條の独立行政法人大学評価・学位授与機構以下この条及び次條第三項において「旧独立行政法人大学評価・学位授与機構」という。)の職員」とに、「機構の職員」とを「旧独立行政法人大学評価・学位授与機構の職員」とに改める。

附則第五條第三項中「機構の成立」を「旧独立行政法人大学評価・学位授与機構の成立」に、「引き続き機構」を「引き続き旧独立行政法人大学評価・学位授与機構」に、「引き続き機構」を「引き続き旧独立行政法人大学評価・学位授与機構(機構を含む。以下この項において同じ。)」に、「機構」を「旧独立行政法人大学評価・学位授与機構」に改め、同項ただし書中「機構」を「旧独立行政法人大学評価・学位授与機構」に改める。

附則第十三條中「前条」を「第十二條」に改め、同条を附則第十四條とし、附則第十二條の次に次の一条を加へる。
(機構の業務に関する特例等)

第十三條 機構は、当分の間、第十六條に規定する業務のほか、次の業務を行うものとする。
一 国立大学法人法附則第十二條第一項の規定により国立大学法人から納付される金銭を徴収し、承継債務(改正法附則第十條の規定による廃止前の独立行政法人国立大学財務・経営センター法(平成十五年法律第百十五号。次号において「旧センター法」という。)附則第八條第一項第二号の規定により独立行政法人国立大学財務・経営センターが承継した債務のうち改正法附則第二條第一項の規定により機構が承継するものをいう。)の償還及び当該承継債務に係る利子の支払(以下この条において「承継債務償還」という。)を行うこと。

二 承継債務償還及び施設費交付事業に充てるため、旧センター法附則第八條第一項第一号の規定により独立行政法人国立大学財務・経営センターが承継した財産のうち改正法附則第二條第一項の規定により機構が承継するものの管理及び処分を行うこと。

機構は、当分の間、第十八條第四項に規定する積立金の額に相当する金額を、同項の規定にかかわらず、承継債務償還に充てることができる。

3 承継債務償還については、第十九條第二項に規定する長期借入金又は債券の発行による収入をもつて充ててはならない。

4 機構が第一項に規定する業務を行う場合には、第十七條中「施設費交付事業及び施設費交付事業」とあるのは「施設費交付事業及び施設費交付事業並びに附則第十三條第一項に規定する業務」と、第二十七條第一号中「第十六條」とあるのは「第十六條及び附則第十三條第一項」とする。

附則

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、附則第三條第二項及び第三項並びに第十四條の規定は、公布の日から施行する。

(施行期日)

る。

附則

第二条 独立行政法人国立大学財務・経営センター(以下「センター」という。)は、この法律の施行の時にいて解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時にいて、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構(以下「機構」という。)が承継する。

2 この法律の施行の際現にセンターが有する権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、この法律の施行の時にいて国が承継する。

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に關し必要な事項は、政令で定める。

4 センターの平成二十六年四月一日に始まる中期目標の期間(独立行政法人通則法平成十一年法律第百三十三号。以下「通則法」という。)第二十九條第二項第一号に規定する中期目標の期間をいう。次項において同じ。は、平成二十八年三月三十一日に終わるものとする。

5 センターの平成二十八年三月三十一日に終わる事業年度(次項及び第七項において「最終事業年度」という。)及び中期目標の期間における業務の実績についての通則法第三十二條第一項の規定による評価は、機構が受けるものとする。

この場合において、同条第二項の規定による報告書の提出及び公表は機構が行うものとし、同条第四項前段の規定による通知及び同条第六項の規定による命令は機構に対してなされるものとする。

6 センターの最終事業年度に係る通則法第三十

八條の規定による財務諸表、事業報告書及び決算報告書の作成等については、機構が行うものとする。

7 センターの最終事業年度における通則法第四十四條第一項及び第二項の規定による利益及び損失の処理に関する業務は、機構が行うものとする。

8 前項の規定による処理において、通則法第四十四條第一項及び第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、当該積立金の処分は、機構が行うものとする。この場合において、附則第十條の規定による廃止前の独立行政法人国立大学財務・経営センター法(平成十五年法律第百十五号。同条を除き、以下「旧センター法」という。)第十五條第二項から第五項まで及び附則第十一條第二項の規定は、なおその効力を有するものとし、旧センター法第十五條第二項中「前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額」とあるのは「施設整備勘定以外の一般の勘定において、通則法第二十九條第二項第一号に規定する中期目標の期間の最後の事業年度に係る通則法第四十四條第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額」と、同条第四項中「翌事業年度以降の施設費交付事業」とあるのは「平成二十八年四月一日に始まる事業年度以降の独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法(平成十五年法律第百十四号)第十六條第一項第三号に規定する施設費交付事業」と、同条第五項中「前各項」とあるのは「第二項から第四項まで」と、旧センター法附則第十一條第二項中「承継債務償還」とあるのは「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法附則第十三條第一項第一号に規定する承継債務償還」とする。

9 第一項の規定によりセンターが解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(機構への出資等)

第三条 前条第一項の規定により機構がセンターの権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する資産の価額(同条第八項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧センター法第十五条第四項に規定する積立金の額に相当する金額があるときは、当該金額に相当する金額を除く。)から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に對し出資されたものとする。この場合において、機構は、その額により資本金を増加するものとする。

2 前項に規定する資産の価額は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

3 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(非課税)

第四条 附則第二条第一項の規定により機構が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

(センターの権利及び義務の承継に伴う経過措置)

第五条 附則第二条第一項の規定により機構が承継する旧センター法第十六条第一項又は第二項の規定によるセンターの長期借入金又は独立行政法人国立大学財務・経営センター債券(以下この項において「債券」という。)に係る債務について政府がした旧センター法第十七条の規定に

よる保証契約は、その承継後においても、当該長期借入金又は債券に係る債務について従前の条件により存続するものとする。

2 前項に規定する債券は、この法律による改正後の独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法(平成十五年法律第百十四号)第十九条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第一項又は第二項の規定による債券とみなす。

(国家公務員法の適用に関する特例)

第六条 旧センター法附則第三条の規定によりセンターの職員となつた者に対する国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第八十二条第二項の規定の適用については、センターの職員として在職したことを同項に規定する特別職国家公務員等として在職したこと、旧センター法附則第三条の規定により国家公務員としての身分を失つたことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したこととみなす。

(国家公務員退職手当法の適用に関する特例)

第七条 この法律の施行の際現に旧センター法附則第五条第三項に該当する者については、同項の規定は、なおその効力を有する。

(機構の役員又は職員についての通則法の適用に関する経過措置)

第八条 機構の役員又は職員についての通則法第五十条の四第一項、第二項第一号及び第四号並びに第六項並びに第五十条の六の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

通則法第五十条の四第一項	の中期目標管理法人役職員であつた者(独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第 号。第六項において「平成二十七年改正法」という。)附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人国立大学財務・経営センター(独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号)の施行の日以後のものに限る。以下「旧セン
法人役職員であつた者	の中期目標管理法人役職員であつた者(独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第 号。第六項において「平成二十七年改正法」という。)附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人国立大学財務・経営センター(独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号)の施行の日以後のものに限る。以下「旧セン

通則法第五十条の四第二項第一号	であつた者	含む。以下この項において同じ。)
通則法第五十条の四第二項第四号	当該中期目標管理法人	当該中期目標管理法人(旧センターを含む。)
通則法第五十条の四第六項	したること	したこと(平成二十七年改正法附則第十条の規定による廃止前の独立行政法人国立大学財務・経営センター法(平成十五年法律第百十五号。以下この項において「旧センター法」という。))又は旧センター法が定めていた業務方法書、第四十九条に規定する規程その他の規則(以下この項において「旧センター規則」という。)に違反する職務上の行為をしたことを含む。次条において同じ。)
	させたこと	させたこと(旧センターの役員又は職員にこの法律、旧センター法若しくは他の法令又は旧センター規則に違反する職務上の行為をさせたことを含む。次条において同じ。)
	であつた者	であつた者(旧センターの役員又は職員であつた者を含む。)
通則法第五十条の六第一号	であつた者	であつた者(旧センターの中期目標管理法人役職員であつた者を含む。)
	定めるもの	定めるもの(離職前五年間に在職していた旧センターの内部組織として主務省令で定めるものが行つていた業務を行う当該中期目標管理法人の内部組織として主務省令で定めるものを含む。)
通則法第五十条の六第二号	うち、当該中期目標管理法人	うち、当該中期目標管理法人(旧センターを含む。)
通則法第五十条の六第三号	、当該中期目標管理法人	、当該中期目標管理法人(旧センターを含む。以下この号において同じ。)
(名称の使用制限に関する経過措置)		
第九条 この法律の施行の際現に大学改革支援・学位授与機構という名称を使用している者については、この法律による改正後の独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第六十条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。	(独立行政法人国立大学財務・経営センター法の廃止)	
	第十条 独立行政法人国立大学財務・経営センター法は、廃止する。	
	(独立行政法人国立大学財務・経営センター法の廃止に伴う経過措置)	

第十一条 センターの役員又は職員であつた者に係るその職務上知ることのできた秘密を漏らし、又はならぬ義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

第十二条 センターが交付した旧センター法第九十九条に規定する資金については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「独立行政法人国立大学財務・経営センター」とあるのは「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」と、「独立行政法人国立大学財務・経営センターの理事長」とあるのは「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の理事長」と、「独立行政法人国立大学財務・経営センターの事業年度」とあるのは「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の事業年度」とする。

(罰則に関する経過措置)
第十三条 この法律の施行前にした行為及び附則第十一条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(船員保険法の一部改正)

第十五条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一 独立行政法人大学評価・学位授与機構の項を次のように改める。

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法(平成十五年法律第百十四号)

別表第一 独立行政法人国立大学財務・経営センターの項を削る。

(学校教育法の一部改正)

第十六条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第百四条第四項中「独立行政法人大学評価・学位授与機構」を「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」に改める。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第十七条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)の一部を次のように改正する。

別表第二 独立行政法人大学評価・学位授与機構の項を次のように改める。

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法(平成十五年法律第百十四号)

別表第二 独立行政法人国立大学財務・経営センターの項を削る。

(国立大学法人法の一部改正)

第十九条 国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

第七條第四項中「独立行政法人国立大学財務・経営センター」を「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」に改める。

第三十一条の三第一項中「独立行政法人大学評価・学位授与機構」を「独立行政法人大学改

革支援・学位授与機構」に、「独立行政法人大学評価・学位授与機構法」を「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法」に改める。

附則第九条第二項中「当該価額」の下に「独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第 号)附則第十九条の規定による改正前の」を加え、

「(以下「センター」という。)」を削り、「負担する」を「負担することとされた」に改め、同条第三項中「センター」を「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構(附則第十二条第一項において「機構」という。)」に改める。

附則第十二条の見出し中「センター」を「機構」に改め、同条第一項中「センター」を「機構」に、「独立行政法人国立大学財務・経営センター法(平成十五年法律第百十五号)附則第八条第一項第一号の規定によりセンターが承継した借入金債務」を「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法附則第十三条第一項第一号に規定する承継債務(第三項において単に「承継債務」という。)」に改め、同条第三項中「センターが承継した借入金債務」を「承継債務」に改める。

(国立大学法人法の一部改正に伴う経過措置)

第二十条 施行日前に前条の規定による改正前の国立大学法人法第七條第四項の規定により付された同項に規定する金額をセンターに納付すべき旨の条件は、前条の規定による改正後の国立大学法人法第七條第四項の規定により付された同項に規定する金額を機構に納付すべき旨の条件とみなす。

(独立行政法人国立高等専門学校機構法等の一部改正)

第二十一条 次に掲げる法律の規定中「独立行政法人国立大学財務・経営センター」を「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」に改める。

一 独立行政法人国立高等専門学校機構法(平成十五年法律第百十三号)第五条第四項及び附則第八条第三項

二 国立大学法人法の一部を改正する法律(平

成十七年法律第四十九号)附則第五条第十一项

三 国立大学法人法の一部を改正する法律(平成十九年法律第八十九号)附則第三条第二項

(独立行政法人国立高等専門学校機構法の一部改正に伴う経過措置)

第二十二條 施行日前に前条の規定による改正前の独立行政法人国立高等専門学校機構法第五條第四項の規定により付された同項に規定する金額をセンターに納付すべき旨の条件は、前条の規定による改正後の独立行政法人国立高等専門学校機構法第五條第四項の規定により付された同項に規定する金額を機構に納付すべき旨の条件とみなす。

平成二十七年四月二十七日印刷

平成二十七年四月二十八日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

〇